

電波監理審議会会長会見用資料

平成19年11月14日

電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案について
(平成19年9月12日 諮問第29号)

[携帯電話用及びPHS用小電力レピータの導入等に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(山口課長補佐、工藤係長)

電話：03-5253-5893

電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を 改正する省令案について

〔携帯電話用及び PHS 用小電力レピータの導入等に伴う制度整備〕

1 諮問の背景

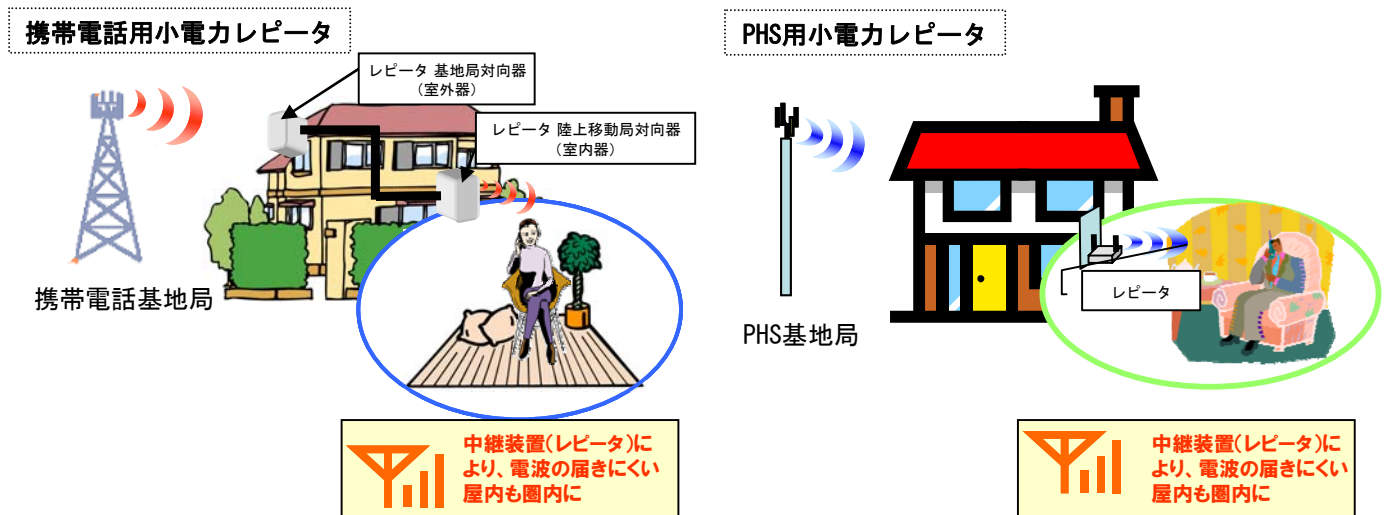
我が国における携帯電話及び PHS の加入数は、平成 19 年 7 月末現在、それぞれ約 9,850 万、約 500 万であり、国民生活に最も身近な情報通信システムとして広く普及するとともに、屋外のみならず自宅や店舗等の屋内での利用も増え、屋内における良好な電波の利用環境のニーズが高まりつつある。

その一方で、屋内や地下街の店舗等において、無線局免許を持たない不法な携帯電話中継装置（レピータ）が設置され、この装置が発する電波により、携帯電話システムが混信を受ける事案が発生している。

このため、屋内における携帯電話等の圏外の解消及び不法中継装置の設置防止を促進するため、携帯電話等事業者等が自宅や店舗等に安価かつ迅速に設置することが可能な、小型で小電力のレピータ（小電力レピータ）の導入が期待されている。

これらの状況を踏まえ、平成 19 年 1 月より、情報通信審議会において携帯電話用及び PHS 用の小電力レピータの技術的条件について審議が開始され、同年 7 月にこれらの技術的条件について、別添のとおり答申を受けたところである。

今般、情報通信審議会答申を踏まえ、携帯電話用及び PHS 用小電力レピータの技術基準等を定めるため、電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正するものである。



2 改正省令の概要（詳細は別紙参照）

（1）電波法施行規則

- ア 登録の対象とする無線局（第 16 条）
- イ 登録局の無線設備の規格（第 17 条）

（2）無線設備規則

ア 携帯電話用小電力レピータの導入に伴い、次の規定の一部を改正すること。

- (7) 副次的に発射する電波の限度（第 24 条）
- (イ) 技術基準（第 49 条の 6 の 3～6）
- (ウ) 周波数の許容偏差（別表第 1 号）

イ PHS 用小電力レピータの導入に伴い、次の規定の一部を改正すること。

- (7) 技術基準（第 49 条の 8 の 3）
- (イ) スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値（別表第 3 号）

3 施行期日

平成 19 年 12 月 公布・施行（予定）

改正省令案の概要

1 電波法施行規則

PHS 用小電力レピータを登録対象局に追加する。

改正項目	規定する内容
登録の対象とする無線局 (第 16 条)	登録の対象とする無線局として、PHS 用小電力レピータ (設備規則第 49 条の 8 の 3 第 4 項に規定するもののうち、空中線電力が 10mW 以下の陸上移動局) を追加。
登録の無線設備の規格 (第 17 条)	登録の無線設備の規格に、PHS 用小電力レピータ (設備規則第 49 条の 8 の 3 第 4 項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの) を追加。

2 無線設備規則

携帯電話用及び PHS 用小電力レピータの無線設備の技術的条件を定める。

(1) 携帯電話用小電力レピータ

改正項目	規定する数値等
副次的に発射する電波の限度 (第 24 条)	<p>① W-CDMA 及び HSDPA</p> <p>ア 800MHz 帯</p> <p>(7) -57dBm/100kHz (30~1000MHz)</p> <p>(イ) -47dBm/MHz (1000MHz~12.75GHz) ((ウ)を除く。)</p> <p>(ウ) -60dBm/3.84MHz (815~850MHz 及び 860~895MHz)</p> <p>イ 1.5GHz 帯</p> <p>(7) -57dBm/100kHz (30~1000MHz)</p> <p>(イ) -47dBm/MHz (1000MHz~12.75GHz) ((ウ)を除く。)</p> <p>(ウ) -60dBm/3.84MHz (1427.9~1452.9MHz 及び 1475.9~1500.9MHz を除く。)</p> <p>ウ 1.7GHz 帯</p> <p>(7) -57dBm/100kHz (30~1000MHz)</p> <p>(イ) -47dBm/MHz (1000MHz~12.75GHz) ((ウ)を除く。)</p> <p>(ウ) -60dBm/3.84MHz (1749.9~1784.9MHz 及び 1844.9~1879.9MHz)</p> <p>エ 2GHz 帯</p> <p>(7) -57dBm/100kHz (30~1000MHz)</p> <p>(イ) -47dBm/MHz (1000MHz~12.75GHz) ((ウ)を除く。)</p> <p>(ウ) -60dBm/3.84MHz (1920 ~ 1980MHz 及び 2110 ~ 2170MHz)</p> <p>② cdma-One、CDMA2000 及び EV-DO</p> <p>[陸上移動局対向器]</p> <p>ア 800MHz 帯</p>

改正項目	規定する数値等
	<p>(7) -80dBm/30kHz (基地局受信帯域内) (イ) -60dBm/30kHz (基地局送信帯域内) (ウ) -54dBm/30kHz (上記以外の周波数帯)</p> <p>イ 1.5GHz 帯及び 1.7GHz 帯 (7) -80dBm/30kHz (基地局受信帯域内) (イ) -60dBm/30kHz (基地局送信帯域内) (ウ) -51dBm/300kHz(1884.5～1919.6MHz) (エ) -47dBm/30kHz (上記以外の周波数帯)</p> <p>ウ 2GHz 帯 (7) -80dBm/30kHz (基地局受信帯域内) (イ) -60dBm/30kHz (基地局送信帯域内) (ウ) -57dBm/100kHz(30～1000MHz) (エ) -47dBm/MHz (1000MHz～12.75GHz ((7)及び(イ)を除く。))</p> <p>[基地局対向器]</p> <p>ア 800MHz 帯 (7) -81dBm/MHz (移動局受信帯域内) (イ) -61dBm/MkHz (移動局送信帯域内) (ウ) -54dBm/30kHz (上記以外の周波数帯)</p> <p>イ 1.5GHz 帯及び 1.7GHz 帯 (7) -76dBm/MHz (移動局受信帯域内) (イ) -61dBm/MHz (移動局送信帯域内) (ウ) -51dBm/300kHz(1884.5～1919.6MHz) (エ) -47dBm/30kHz (上記以外の周波数帯)</p> <p>ウ 2GHz 帯 (7) -76dBm/30kHz (移動局受信帯域内) (イ) -61dBm/30kHz (移動局送信帯域内) (ウ) -57dBm/100kHz(30～1000MHz) (エ) -47dBm/MHz (1000MHz～12.75GHz ((7)及び(イ)を除く。))</p> <p>③ TD-CDMA</p> <p>ア 5MHz 幅システム (7) -57dBm/100kHz(30～1000MHz (ウ)を除く。) (イ) -47dBm/MHz (1000～2000MHz、2035MHz～12.75GHz (ウ)を除く。) (ウ) -60dBm/3.84MHz(815～850MHz、1427.9～1452.9MHz、1749.9～1784.9MHz 及び 1920～1980MHz)</p> <p>イ 10MHz 幅システム (7) -57dBm/100kHz(30～1000MHz (ウ)を除く。) (イ) -47dBm/MHz (1000～1990MHz、2045MHz～12.75GHz (ウ)を除く。) (ウ) -60dBm/3.84MHz(815～850MHz、1427.9～1452.9MHz、1749.9～1784.9MHz 及び 1920～1980MHz)</p>

改正項目	規定する数値等
技術基準 (第 49 条の 6 の 3～6)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用周波数：800MHz 帯、1.5GHz 帯、1.7GHz 帯、2GHz 帯 ・ 空中線電力、空中線利得： <ul style="list-style-type: none"> 〔陸上移動局対向器〕 110mW 以下、0dBi 以下 〔基地局対向器〕 40mW 以下、9dBi 以下 ・ 隣接チャネル漏洩電力：告示に別途規定 ・ 増幅度特性：告示に別途規定 ・ 周囲の他の無線局への干渉防止機能を有すること。 など
周波数の許容偏差 (別表第 1 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ W-CDMA、HSDPA、TD-CDMA <ul style="list-style-type: none"> 〔陸上移動局対向器〕 $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12)$Hz 〔基地局対向器〕 $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 10)$Hz <p style="margin-left: 40px;">※ f は、送信周波数(Hz)</p> ・ CDMA2000、EV-DO <ul style="list-style-type: none"> 〔陸上移動局対向器〕 0.05(10⁻⁶) 〔基地局対向器〕 150Hz/300Hz

(2) PHS 用小電力レピータ

改正項目	規定する数値等
技術基準 (第 49 条の 8 の 3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空中線電力：10mW 以下 ・ 空中線利得：4dBi 以下
電波の質 (別表第 3 号)	<p>スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値 (別表第 3 号)</p> <p>(7) 251nW/MHz 以下(1920～1980MHz、2110～2170MHz)</p> <p>(1) 794nW/MHz 以下 (上記以外の周波数帯)</p>

【平成19年7月26日 情報通信審議会で答申】

携帯電話用 及び PHS用小電力レピータの実用化に向けて

(現行制度)

- 現在、携帯電話等用レピータは、他の無線局への干渉を防止するため、設置場所を特定した上で個別免許を取得
- このため、個別のレピータごとに、免許申請手続、設置場所の調査、無線従事者による設置工事が必要

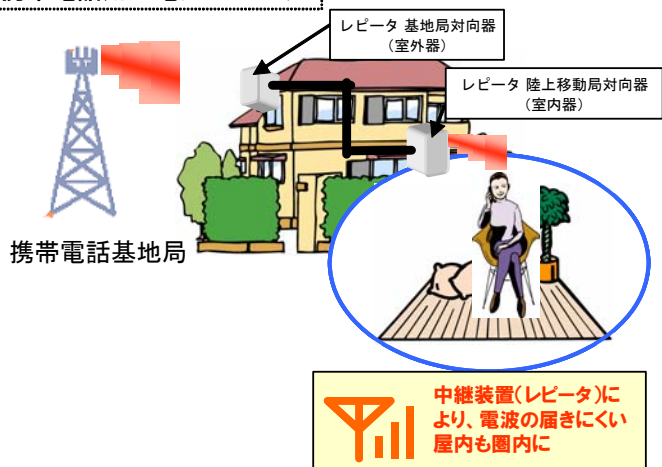
平成19年1月24日 情報通信審議会 審議開始

- 小電力レピータについて、個別免許手続の不要な包括免許局又は登録局の対象とすることを可能とするための技術的条件（空中線電力及び空中線利得の制限値、スプリアスの低減等）を検討・策定。

平成19年7月26日 情報通信審議会 答申

- 利用者の要望に応じた迅速な小電力レピータの設置が可能。
→ 屋内の圏外解消、不法中継装置の設置防止の推進に期待。

携帯電話用小電力レピータ



PHS用小電力レピータ



電波監理審議会会長会見用資料

平成19年11月14日

無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部を改正する
省令案について
（平成19年9月12日 諮問第30号）

[開設指針に基づき特定基地局を開設するための制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(西潟課長補佐、橋岡係長)

電話：03-5253-5893

無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部を 改正する省令案について

1 諮問の背景

広帯域移動無線アクセスシステムの特定基地局の開設指針（以下「開設指針」という。）は、本年7月11日に開催された電波監理審議会において原案を適当とする旨の答申を受け、8月10日に制定されたところである（平成19年8月10日総務省告示第457号）。

広帯域移動無線アクセスシステムを用いてサービスを提供しようとする者は、本開設指針の規定に従って特定基地局の開設計画（以下「開設計画」という。）を策定し、総務大臣の認定を受けることとなる。

開設計画の認定を受けた者（以下「認定開設者」という。）は、それぞれの開設計画に従って特定基地局の免許申請を行うこととなるが、特定基地局の免許付与に当たっては、無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第12号）に従って審査を行うこととなる。

認定開設者による特定基地局の開設は開設指針の規定に基づくべきものであるが、開設指針の策定に先立ち行われた意見募集において指摘があったように、開設計画の認定を受けた後に認定開設者が開設指針の規定に基づかない体制や方針の変更など（例：認定を受けた者の議決権のうち、一の第三代携帯電話事業者が保有する議決権を1/3未満から1/2に増やすこと）を行って特定基地局の免許申請を行う可能性を必ずしも排除できないことから、総務省としてこうした事態に対し適切に対処できるよう、「開設計画の認定後も開設指針の趣旨に照らして適切な運用を確保するための措置を講ずる予定」としたところである。（別添参照）

2 改正の内容

上述のとおり、認定開設者が、認定を受けた開設計画に係る特定基地局の免許を受ける際、事後的に開設指針の規定に照らして不適当な議決権の変更を行うなど開設指針の規定に基づかない状況となった場合、当該すべての特定基地局の免許及び再免許を拒否することが可能となる措置を講ずることが必要である。よって今般、無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部を改正し、認定計画に係る特定基地局を開設する者は開設指針の規定に基づいて特定基地局を開設しなければならない旨を新たに定めることとし、その適否等について諮問するものである。

3 施行期日

平成19年11月 公布・施行（予定）

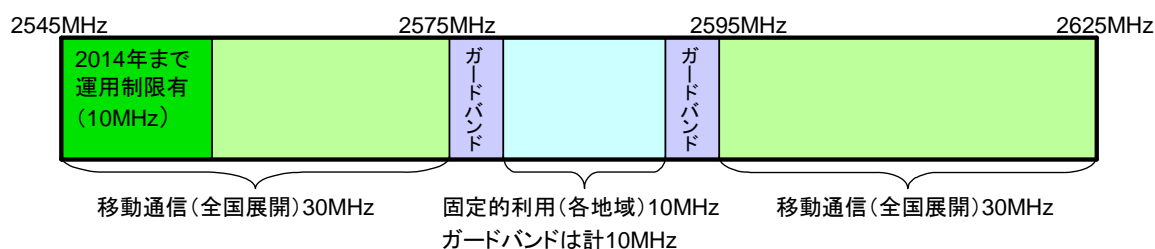
○ 2.5GHz帯の周波数を使用する特定基地局に関する指針案に対する提出意見と総務省の考え方（抄）

論 点	意 見	総務省の考え方
免許取得後の資本移動について規定を明確にすべき	<p>免許取得後の資本移動についても、脱法行為を避けるためにも規定を明確にするべきだと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>御意見のとおり、認定の有効期間中に開設計画の認定を受けた者の議決権が著しく変更されることは制度の趣旨に照らし適当ではないことから、開設計画の認定後も開設指針の趣旨に照らして適切な運用を確保するための措置を講じる予定です。</p>

※ 本年7月11日の広帯域移動無線アクセスシステムの免許方針案についての意見募集の結果及び2.5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案の電波監理審議会答申に関する報道発表資料に記載。

2. 5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針について

1 2.5GHz帯の概要



2 開設指針の概要

- (1) 移動通信向けに、全国単位で30MHzずつ最大2社に割当て
- (2) 技術間競争及び新規参入の促進により、新たな無線サービスの展開と市場の活性化を図るため、第三代移動通信事業者及びそのグループ会社以外の者に割り当て（ただし、3分の1未満の出資による事業参加は許容）。
- (3) WiMAX、次世代PHS、MBTDD-625kMC、MBTDD-Widebandの4方式の中から事業者が選択。
- (4) MVNO（仮想移動体通信事業者）による無線設備の利用促進のための計画の策定を義務付け。
- (5) 認定後3年以内にサービス開始、認定後5年以内に各管内のカバー率50%以上の達成等を要件

3 スケジュール

- ・ 開設計画認定の申請受付期間（9月10日（月）から10月12日（金）までの間）を経て、本年末頃に周波数割当事業者を決定。

平成19年11月14日

周波数割当計画の一部変更案について
(平成19年9月12日 諮問第31号)

[地上テレビジョン放送のデジタル化完了に伴う変更]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(大野周波数調整官、石黒係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部変更案について

I 地上テレビジョン放送のデジタル化完了に伴う変更

我が国における無線局数は、平成 18(2006)年 1 月末時点で 1 億局を超えており、携帯電話、無線 LAN、電子タガ等様々な形態で電波システムの利用拡大が進んでいる。

これら電波の需要増に対応するため、総務省では、「電波政策ビジョン」(平成 15(2003)年 7 月 30 日情報通信審議会答申)に基づき、周波数割当及び電波利用料制度の抜本的な見直し、電波開放のための新たな制度の整備、研究開発の推進等、有限希少な資源である電波を最大限有効利用するための施策を展開している。

このうち、周波数割当の見直しについては、平成 23(2011)年の地上テレビジョン放送のデジタル化完了により VHF/UHF 帯に空き周波数帯が生じることから、有効利用につながる電波の再配分を実施することが必要であり、平成 19(2007)年 6 月 27 日、情報通信審議会より「VHF/UHF 帯における電波の有効利用のための技術的条件」が一部答申された。

今回の周波数割当計画の一部変更は、この一部答申を受け、VHF/UHF 帯で地上テレビジョン放送に使用している周波数の割当計画の一部を変更しようとするものである。

【変更概要】

90-108MHz: テレビジョン以外の放送(平成 23(2011)年 7 月 25 日以降、変更なし)

170-205MHz: 移動(公共業務用、一般業務用)(平成 23(2011)年 7 月 25 日以降)

205-222MHz: テレビジョン以外の放送(平成 23(2011)年 7 月 25 日以降)

710-730MHz: 陸上移動(電気通信業務用、公共業務用、一般業務用)(平成 24(2012)年 7 月 25 日以降)

730-770MHz: 陸上移動(電気通信業務用)(平成 24(2012)年 7 月 25 日以降)

II スケジュール

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載する。

情報通信審議会諮問第 2022 号「電波の有効利用のための技術的条件」のうち
「VHF/UHF 帯における電波の有効利用のための技術的条件」一部答申（概要）

VHF/UHF帯の電波の有効利用に係る基本的考え方

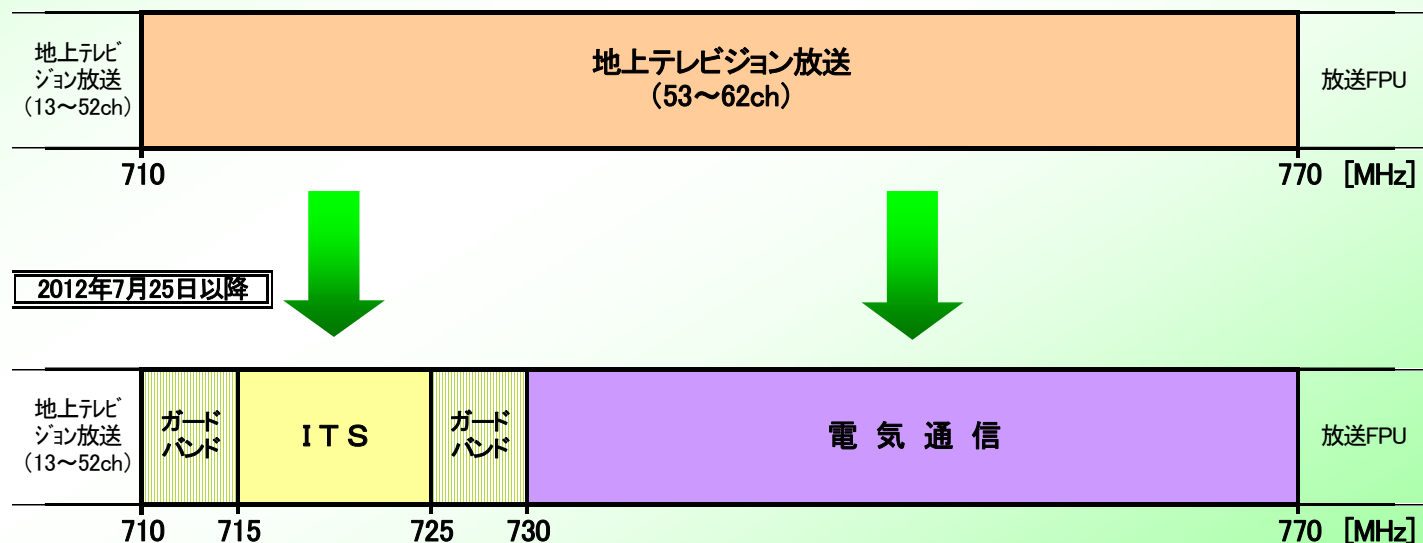
- 今後の周波数利用ニーズとしての提案募集の結果を踏まえ、地上テレビジョン放送のデジタル化により空き周波数となる VHF帯の90-108MHz及び170-222MHz並びにUHF帯の710-770MHzの周波数帯を、
- ・ 移動体向けのマルチメディア放送等の「放送」(注)
 - ・ 安全・安心な社会の実現等のためにブロードバンド通信が可能な「自営通信」
 - ・ 需要の増大により周波数の確保が必要となる携帯電話等の「電気通信」
 - ・ より安全な道路交通社会の実現に必要な「高度道路交通システム (ITS)」
- で使用できるようにすることが適当
- (注) テレビジョン放送を除く。
- UHF帯は、可能な限り大きな帯域を携帯電話等の「電気通信」で使用できるようにすることが適当
また、安全・安心の確保の観点から、より安全な道路交通社会の実現のために必要な「ITS」において、700MHz帯の電波によることが必要な車車間通信システム等の実現のために、一定の周波数帯域を確保することが適当
「ITS」に必要な周波数幅は、本周波数帯によることが必要となる主たる機能を想定し、伝送すべき情報量及び伝送周期、道路上の車両の密度等に基づき導出される10MHz幅とすることが適当であり、残りの周波数幅のうち、有害な混信の排除のために必要となるガードバンドを除いた帯域を「電気通信」用とすることが適当
- VHF帯は、「放送」及び「自営通信」により使用したいとするニーズが非常に大きいことから、それぞれについて概ね2分の1の周波数幅を使用できるようにすることとし、今後、周波数利用効率の向上等のための技術開発、共同利用型システムとしての構築や無線局設置の最適化等のシステム構築上の工夫、システムの運用上の工夫等を行うことにより、それぞれの帯域の有効活用を図ることが適当

UHF帯の電波の有効利用のための技術的条件

- 可能な限り大きな帯域を携帯電話等の「電気通信」で使用
- 700MHz帯の電波によることが必要な車車間通信システム等の実現のため、「ITS」に一定の周波数帯域を確保
 - ・ 「ITS」に必要な周波数幅は、10MHz幅
 - ・ 残りの周波数幅のうち、有害な混信の排除のために必要となるガードバンドを除いた帯域が「電気通信」用
- ※ なお、今後、実システムの導入のために技術的に詳細な検討がなされる段階で、必要なガードバンド幅の精査を行う必要があり、その結果によっては、所要ガードバンド幅に応じて周波数の配置を微調整することが適当
- 周波数配置及びガードバンド(GB)
 - ・ テレビジョン放送との所要GBが小さくなる可能性が高い「ITS」をこの帯域の下の方に配置、GBは概ね5MHz幅
 - ・ 放送FPUと「電気通信」のGBは、放送FPUの周波数の利用実態から、運用上不要とできる可能性
 - ・ 「ITS」と「電気通信」とのGBは、概ね5MHz幅

現在

UHF帯(710-770MHz)の周波数配置案



(注) ガードバンド幅については、電波の有効利用の観点から、今後の検討過程で、できる限り縮小することが必要。

○周波数割当計画（平成十二年郵政省告示第七百四十六号）の一部を変更する告示案 新旧対照表

（二重下線部分が変更箇所）

変 更 案				変 更 前			
第 2 周波数割当表				第 2 周波数割当表			
第 2 表 27.5MHz-10000MHz				第 2 表 27.5MHz-10000MHz			
国内分配 (MHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件	国内分配 (MHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
(4)		(5)	(6)	(4)		(5)	(6)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>170-205</u>	<u>放送</u> <u>J37C</u>	<u>放送用</u>		<u>170-222</u>	<u>放送</u> <u>J37A</u>	<u>放送用</u>	
	<u>移動</u> <u>J58A</u>	<u>公共業務用</u> <u>一般業務用</u>			<u>移動</u> <u>J58A</u>	<u>電気通信業務用</u> <u>公共業務用</u> <u>一般業務用</u>	
<u>205-222</u>	<u>放送</u> <u>J37A</u>	<u>放送用</u>		(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>710-730</u> <u>J74B</u>	<u>放送</u> <u>J75B</u>	<u>放送用</u>		<u>710-722</u> <u>J74</u>	<u>放送</u> <u>J75A</u>	<u>放送用</u>	
	<u>陸上移動</u> <u>J73A</u> <u>J75E</u>	<u>電気通信業務用</u> <u>公共業務用</u> <u>一般業務用</u>			<u>陸上移動</u> <u>J73A</u>	<u>電気通信業務用</u> <u>公共業務用</u> <u>一般業務用</u>	
<u>730-770</u> <u>J74B</u>	<u>放送</u> <u>J75B</u>	<u>放送用</u>		<u>722-770</u> <u>J74</u>	<u>放送</u> <u>J75B</u>	<u>放送用</u>	
	<u>陸上移動</u> <u>J73A</u>	<u>電気通信業務用</u>			<u>陸上移動</u> <u>J73A</u>	<u>電気通信業務用</u> <u>公共業務用</u> <u>一般業務用</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

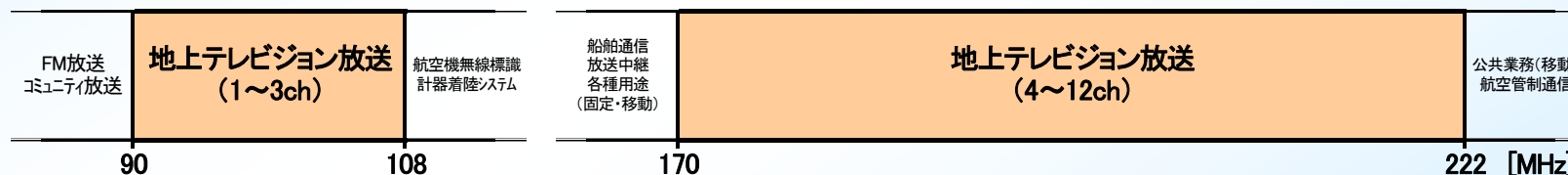
<p>J1～J37B (略)</p> <p><u>J37C</u></p> <p><u>放送業務によるこの周波数帯の使用は、2011年7月24日までに限る。</u></p> <p>J38～J74A (略)</p> <p><u>J74B</u></p> <p><u>この周波数帯に現存する固定業務の局は、2012年7月24日までの間、その運用を継続することができる。</u></p> <p>J75 (略)</p> <p><u>J75A (未使用)</u></p> <p>J75B～J75D (略)</p> <p><u>J75E</u></p> <p><u>陸上移動業務によるこの周波数帯のうち10MHz幅は、高度道路交通システムによる使用とし、可能な限り低い周波数帯に配置する。</u></p> <p>J76～J210 (略)</p>	<p>J1～J37B (略)</p> <p>J38～J74A (略)</p> <p>J75 (略)</p> <p><u>J75A</u></p> <p><u>放送業務(テレビジョン放送に限る。)によるこの周波数帯の使用は、2012年7月24日までに限る。</u></p> <p>J75B～J75D (略)</p> <p>J76～J210 (略)</p>
--	--

VHF帯の電波の有効利用のための技術的条件

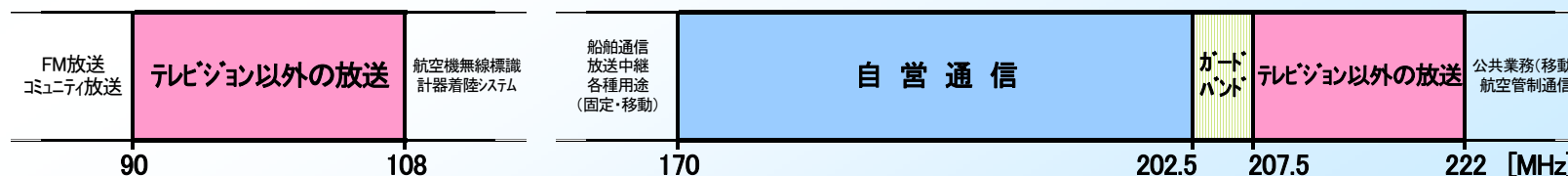
- 「放送」及び「自営通信」により概ね2分の1の周波数幅を使用
- 今後、周波数利用効率の向上等のための技術開発、共同利用型システムとしての構築や無線局設置の最適化等のシステム構築上の工夫、システムの運用上の工夫等により、それぞれの帯域を有効活用
- 周波数配置及びガードバンド(GB)
 - ・ 90-108MHzは、国際分配及び多くの国において音声放送用に使用されていることをも考慮し、「放送」用
 - ・ 170-222MHzは、「自営通信」用と「放送」用、一般の視聴者を対象とする放送システムの端末の方をより小型化できるよう、「放送」を上の方、「自営通信」を下の方に配置
 - ・ 170-222MHzにおける「自営通信」と「放送」の境界領域については、GBとして5MHz幅を想定し、相互の領域における相手からの被干渉電力は環境雑音レベル程度
 - ・ 上記条件下において、それぞれ境界から最大2.5MHz幅まで使用可能

VHF帯(90-108MHz及び170-222MHz)の周波数配置案

現在



2011年7月25日以降



電波監理審議会会長会見用資料

平成19年11月14日

World Independent Networks Japan 株式会社の認定取消しについて
(平成19年9月12日 諮問第35号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報通信政策局衛星放送課

(井田課長補佐、川名データ放送係長)

電話：03-5253-5799

World Independent Networks Japan 株式会社の認定取消について

1 経緯

- ① World Independent Networks Japan 株式会社（以下、「WINJ社」という。）は、平成15年10月1日に委託放送業務の認定を受け、BSデジタル放送（超短波放送及びデータ放送）に参入した委託放送事業者である。
【別紙1：会社概要】【別紙2：委託放送業務認定証（写し）】
- ② WINJ社は、以下のとおり、平成18年11月1日から現在（平成19年9月12日）に至るまで、委託放送業務を休止している。
【別紙3：休止届（写し）】

休止届の届出日	休止期間	休止理由
H18.10.27	H18.11.1～H19.1.31	無料放送における放送機材の新システム構築及び放送送出機材のメンテナンスのため
H19.1.30	H19.2.1～H19.2.28	
H19.2.26	H19.3.1～H19.3.31	
H19.3.29	H19.4.1～H19.4.30※	経営権の取得と確定の判断と認定を司法機関に委ねており、その判断の結果と認定を待つため
H19.4.27	H19.5.1～H19.10.31	

※休止期間は、平成19年4月30日の時点で6か月に達している。

- ③ なお、総務省は、休止届を受理した平成18年10月27日以降、WINJ社に対し数度の事情聴取を行い、早期に放送を再開するよう再三指導してきたところであるが【別紙4：事業休止等の経緯】、現在（平成19年9月12日）においても、放送再開の目途は立っていない状態にある。

2 諮問内容

放送法第52条の24第2項第1号の規定に基づき、以下の理由により、WINJ社の認定を取り消すこととしたい。

- ① WINJ社には、放送法第52条の24第2項第1号に規定する「正当な理由」があるとは認められないこと。
【別紙5：「正当な理由」があるとは認められない理由】
- ② WINJ社の休止期間は継続して6か月を超えていること。

●放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）
第五十二条の二十四（略）
2 総務大臣は、委託放送事業者が次の各号の一に該当するときは、その認定を取り消すことができる。
一 正当な理由がないのに、委託放送業務を引き続き六箇月以上休止したとき。
二～五（略）

以上

会 社 概 要

委託放送事業者	World Independent Networks Japan 株式会社 (105 - 0013 港区浜松町 2 - 1 - 18 大門光ビル 6F)		
代 表 者	代表取締役	都築	省吾
役 員	代表取締役 取締役 取締役 取締役 監査役	都築 池田 中原 谷川 佐竹	省吾 健次 伸之 和穂 昌之
資 本 金	80,000万円		
出資者及び 出資比率	都築 省吾		100.0%

放 送 概 要

放送の種類	超短波放送 データ放送	1番組 1番組
委託放送事項 (概要)	報道、教育、教養、娯楽、広告、その他	
放送開始時期	平成15年10月1日	

委託放送業務認定証

認定の年月日	平成15年10月1日
認定の番号	第50号、第51号
業務を行う者の 氏名又は名称	World Independent Networks Japan株式会社
委託して行わせる 放送の種類	超短波放送（デジタル放送）（有料放送を含む。） データ放送（デジタル放送）
委託の相手方	株式会社 放送衛星システム
委託の相手方の人 工衛星の放送局に 係る人工衛星の軌 道又は位置	対地静止衛星軌道 E110° 経度及び緯度の変動幅 ±0.1°
委託して行わせる 放送に係る周波数	別紙のとおり
委託放送事項 備考	別紙のとおり

平成18年1月26日

総務大臣

竹中平蔵



第50号、第51号

周波数 11.76584GHz

シンボル数(合計) 0.300625Mbaud(補完放送(データ)を含む)

第50号〔超短波放送〕

シンボル数 0.1503125Mbaud(補完放送(データ)を含む)

スロット番号 45

変調方式(誤り訂正率) 8PSK(2/3)

報道(トピックス、スポーツニュース、災害に関する情報等)
 教育(情操教育、外国語会話の時間等)
 教養(クラシック、外国語文化講座、音楽講座、文学講座等)
 娯楽(音楽、コンサート中継、サウンドエッセンス等)
 広告(商業案内、スポット・アナウンス等)
 その他(放送番組の予告等)

分野	データ符号化方式	成人向け番組の有無
上記の補完放送	ARIB-XMLベースマルチメディア符号化方式	無

第51号〔データ放送〕

シンボル数 0.1503125Mbaud(補完放送(データ)を含む)

スロット番号 45

変調方式(誤り訂正率) 8PSK(2/3)

目的別種類等	データ符号化方式の名称
報道(天気予報等) 教育(学習ソフト等) 教養(音楽情報等) 娯楽(ゲームソフト等) 広告(商業案内等) その他(放送番組の予告等)	(社)電波産業会のSTD-B24方式に準拠する。



平成19年12月1日

第50号、第51号

周波数 11.99600GHz

シンボル数(合計) 0.300625Mbaud(補完放送(データ)を含む)

第50号〔超短波放送〕

シンボル数 0.1503125Mbaud(補完放送(データ)を含む)

スロット番号 45

変調方式(誤り訂正率) 8PSK(2/3)

報道(トピックス、スポーツニュース、災害に関する情報等)
 教育(情操教育、外国語会話の時間等)
 教養(クラシック、外国語文化講座、音楽講座、文学講座等)
 娯楽(音楽、コンサート中継、サウンドエッセンス等)
 広告(商業案内、スポット・アナウンス等)
 その他(放送番組の予告等)

分野	データ符号化方式	成人向け番組の有無
上記の補完放送	ARIB-XMLベースマルチメディア符号化方式	無

第51号〔データ放送〕

シンボル数 0.1503125Mbaud(補完放送(データ)を含む)

スロット番号 45

変調方式(誤り訂正率) 8PSK(2/3)

目的別種類等	データ符号化方式の名称
報道(天気予報等) 教育(学習ソフト等) 教養(音楽情報等) 娯楽(ゲームソフト等) 広告(商業案内等) その他(放送番組の予告等)	(社)電波産業会のSTD-B24方式に準拠する。



委託放送業務休止届

平成18年10月27日

総務大臣 殿

〒150-6018

東京都渋谷区恵比寿4-20-3

ワールドインディペンデントネットワークジャパン

World Independent Networks Japan 株式会社

代表取締役 佐竹 昌之



平成15年10月1日付け第50、第51号より認定を受けた委託放送業務について、下記の期間休止いたしますので届け出ます。

記

平成18年11月1日（水）0時00分から平成19年1月31日まで

（休止の理由）

無料放送における放送機材の新システムの構築及び放送送出機材のメンテナンスの為

以上

委託放送業務休止届



平成19年1月30日

総務大臣 殿

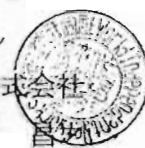
〒150-6018

東京都渋谷区恵比寿4-20-3

ワールドインディペンデントネットワークス

World Independent Networks Japan 株式会社

代表取締役 菅野 隆夫



平成15年10月1日付け第50、第51号より認定を受けた委託放送業務について、下記の期間休止いたしますので届け出ます。

記

平成19年2月1日（木）から平成19年2月28日（水）まで

（休止の理由）

無料放送における放送機材の新システムの構築及び放送送出機材のメンテナンスの為

(当初の3ヶ月間では上記システム構築及び機材メンテナンス
の間に合共有が、不為) 以上



委託放送業務休止届

平成19年2月26日

総務大臣 殿

〒150-6018

東京都渋谷区恵比寿4-20-3

ワールドインディペンデントネットワーク

World Independent Networks Japan 株式会社

代表取締役 伊藤 昌之



平成15年10月1日付け第50、第51号より認定を受けた委託放送業務について、下記の期間休止いたしますので届け出ます。

記

平成19年3月1日（木）から平成19年3月31日（土）まで

（休止の理由）

無料放送における放送機材の新システムの構築及び放送送出機材のメンテナンスの為
（当初の休止期間では、上記システム構築及び機材メンテナンスが間に合わなかった為）

以上



委託放送業務休止届

平成19年3月29日

総務大臣 殿

〒150-6018

東京都渋谷区恵比寿4-20-3

ワールドインディペンデントネットワークス株式会社

World Independent Networks Japan 株式会社

代表取締役 菅原 昌之



平成15年10月1日付け第50、第51号より認定を受けた委託放送業務について、下記の期間休止いたしますので届け出ます。

記

平成19年4月1日（日）から平成19年4月30日（月）まで

（休止の理由）

無料放送における放送機材の新システムの構築及び放送送出機材のメンテナンスの為
（当初の休止期間では、上記システム構築及び機材メンテナンスが間に合わなかった為）

以上



委託放送業務休止届

平成19年4月27日

総務大臣 殿

〒150-6018

東京都渋谷区恵比寿4-20-3

ワールドインディペンデントネットワーク

World Independent Networks Japan 株式会社

代表取締役 昌彦



平成15年10月1日付け第50、第51号より認定を受けた委託放送業務について、下記の期間休止いたしますので届け出ます。

記

平成19年5月1日（火）から平成19年10月31日（水）まで

（休止の理由）

経営権の取得と確定の判断と認定を司法機関に委ねており、その判断の結果と認定を待つ期間、放送休止の延長をお願い申し上げます。

但し、上記期間中においても、試験放送並びに本放送の再開を早期に目指し、随時放送開始に向けてのご報告をしてまいります。

何卒、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

以上

事業休止等の経緯

1 休止の開始までの経緯

WINJ社は、平成18年度半ばから、関係事業者へ料金の未払い状況に陥り、同年9月に2度の放送事故を起こした後、同年11月から事業を休止しているところ。

H18.9.1 放送事故（送出機器の障害発生のため音声無音状態発生）

H18.9.26 放送事故（送出機器の障害発生のため音声無音状態発生）

※ 事故当時は、電話連絡がつかない状態。

2 休止開始以降、休止6か月まで

OH18.10.27：休止届提出時のやりとり

(WINJ) 休止届上に記載する「休止の理由」は、機械のメンテナンスということで理解願いたい。十分な資金さえあれば早急に着手することが可能であるが、現時点では資金が不足していることから着手することができず、当該資金不足の解消時期については、少なくとも新旧株主間の訴訟の結果が判明するまでは見通しが立たない。

(総務省) 休止届は受理する。視聴者への告知をしっかりとやっていただきたい。

OH19.1.30：休止届提出時のやりとり

(総務省) 正当な理由にならないため、休止期間が6か月を経過した時点で、認定取消の対象となる。一刻も早く放送を再開してもらいたい。

OH19.4.27：休止届提出時のやりとり

(WINJ) この6か月間で放送再開ができない場合は、認定を返上する。

(総務省) 休止届は受理するが、制度上受理するだけ。現段階で6か月休止している状態であり、さらに6か月認めるということではない。認定取消の是非について判断したいので、今後、事情聴取を開始させていただく。

3 休止6か月以降

OH19.5.18：第1回事情聴取

(総務省) 任意的取消事由(放送法第52条の24第2項)に該当する場合であっても、早期の放送再開が確実である場合等、特段の事情がある場合については、取消を行わないという裁量的判断もあり得るものとする。したがって、次の点について、至急、御社の考えを伺いたい。

- ① 御社の現在の債務について、金額、内訳、現行の状況を示してほしい。
- ② それらの債務を弁済し、放送再開・収支黒字化までの資金繰りを支えるスポンサーの獲得見通しについて、示してほしい。
- ③ NHK等、設備工事の関係事業者等と調整していただき、現実的な再開スケジュールを示してほしい。

(WINJ) まだ社外秘であるが、裁判終了後、新たに出資したいとする者が現れている。したがって、出資者間の株式譲渡の裁判の今後の状況にもよるが、7月末までには放送再開の目途が立つ見込み。また、前回も言ったが、11月末までに放送再開できなければ、認定を返上する予定。

OH19.5.23：第2回事情聴取

(WINJ) <前回指摘の①については提出あり>。②については、新たな出資者はまだ名を明かせないため、提出不可。<③については言及なし>。

(総務省) 前回指摘の②③について、引き続きお願いしたい。現実的なものが出てこないのであれば、早期の放送再開の見込みなしということで、取り消さざるを得ない。

(WINJ) 6月8日まで待つほしい。可能な限り、完全なものを出す。

OH19.6.8：池田氏より電子メールあり

(WINJ) <第1回指摘の③について提出あり。ただし、関係事業者等と調整した上で出したものではなく、WINJ社のみで作成したものに過ぎず、現実性について疑義あり>。

OH19.6.14：第3回事情聴取

(総務省) 第1回指摘の③については、NHK等関係事業者に内容を確認してみないと、現実性について判断できない。彼らの意見を参考までに聴取してもよいか。

(WINJ) 控えてほしい。自ら調整したい。

(総務省) どれぐらい待てばよいか。

(WINJ) 22日までに、極力最終的なものを提出できるように努力する。

<注：第1回指摘の②については言及なし>。

OH19.6.29：第4回事情聴取

(WINJ) 新たな出資者は文部科学省所管の財団法人「皇学会」。7月中に設立予定。

(総務省) 文部科学省に確認してよいか。

(WINJ) よい。

<注：第1回指摘の③については言及なし>。

⇒同日、文部科学省大臣官房総務課行政改革推進室法人係トミタ氏に確認。

「休眠法人であり、解散指導している状況。資金は持っていない。」

OH19.7.5：第5回事情聴取

(WINJ)「皇学会」の件については、当社が聞いている話と違う。同財団の顧問をつとめている都築省吾氏に再度確認して報告する。

(総務省) 第1回の事情聴取でお願いした②③の資料の提出が、結果的にいまだになされていない状況。9月の電監審に諮問する方向で手続を進めることとしたい。

OH19.7.31：第6回事情聴取

(WINJ) 都築電気の相談役(元社長)都築省吾氏が個人として新しい出資者になり、株式を100%取得した。増資及び今後のランニングコストの支援について約束あり。放送再開スケジュールは、早急に関係事業者と調整する。

(総務省) 電監審諮問に向けて既に準備を開始しているが、第1回の事情聴取でお願いした②③の資料の提出が早急にあった場合は、検討することも可能。なお、③については、WINJ単独で検討した放送再開スケジュールを、関係事業者宛に当省から直接内容の妥当性を確認するが、よいか。

(WINJ) 了解。

<8月7日に、WINJ社より、7月26日付で都築省吾氏(個人)が出資者(100%)となった旨の事業計画書変更届の提出あり>

OH19.8.8：都築省吾氏来訪

(都築氏) 私の資産は100億円以上。WINJの株式は既に100%取得し、今後の運転資金(3億円×10年分)について、保証する。通帳のコピーや残高証明書等であれば、2、3日でお出しできる。

(総務省) 電監審への諮問準備は進めているが、引き続き、資料の提出があれば検討する。

<この後、残高証明書などの資料の提出なし。WINJに連絡取れず。>

OH19.8.24：都築省吾氏来訪

(都築氏) 29日には残高証明書等の証明書類を用意可能。関係事業者への未払い金を速やかに支払い、再開に向けて努力するので、ご理解いただきたい。<注：8月8日の話と食い違ってきている模様>。

(総務省) 関係事業者(複数)によれば、設備構築スケジュールなどを勘案すると、早期の放送再開は到底困難とみられる。また、これまでも再三先延ばしにされてきたところであり、資金面の証明書類を実際に拝見しない限りは、諮問の準備を停止するつもりはない。

以上

「正当な理由」があるとは認められない理由

I 事実認定

- 1 WINJ社は、平成18年11月1日から平成19年4月30日までの6か月間にわたり放送を休止していたところであるが、当該期間に係る休止届の「休止の理由」の欄においては、「無料放送における放送機材の新システム構築及び放送送出機材のメンテナンス」のため、と記載されているところである。
- 2 当該記載のみでは、なぜWINJ社が当該「無料放送における放送機材の新システム構築及び放送送出機材のメンテナンス」を長期にわたって着手しようとならないのかが不明であったことから、事情聴取に際し、これについてもヒアリングしたところ、同社からは、これらについては、十分な資金さえあれば早急に着手することが可能であるが、現時点では資金が不足していることから着手することができず、当該資金不足の解消時期については、少なくとも新旧株主間の訴訟の結果が判明するまでは見通しが立たない、との口頭での補足説明がなされているところである。
- 3 したがって、WINJ社の実質的な休止理由は、委託放送業務を維持するに足りる資金力を欠いている点にあり、かつ、これに尽きるものと認められる。

II 基本的考え方

- 1 委託放送業務を行おうとする者は、総務大臣の認定を受けなければならないこととされているところであるが、その制度趣旨は次のとおりである。
 - ① 委託放送業務は、自己の放送番組を受託放送事業者に委託してそのまま放送させる業務であることから、国民の貴重な共有財産ともいえるべき有限希少な周波数を占有するものであること。
 - ② 委託放送業務は、受託放送事業者が運営する人工衛星を経由して、直接、各家庭において日常的に受信・視聴されるものであり、大きな社会的影響力を有するものであること。

2 当該認定を受けるためには、当該業務を維持するに足りる財政的基礎があることを要することとされているところであるが【放送法第52条の13第1項第2号】、その制度趣旨は次のとおりである。

○上記1に掲げるような性格を有する委託放送業務が、委託放送事業者の財政破綻によって長期に中断する事態ともなれば、有限希少な周波数の死蔵につながるとともに、視聴者の生活に大きな影響を及ぼすこととなること。

3 このような点を勘案すれば、委託放送業務を維持するための最低限度の資金力を欠いたことに起因する放送休止については、当該資金不足の解消時期の具体的見通しが既に立っているというような例外的なケースを除いては、当該事由をもって「正当な理由」に当たるとは認められないと考えられる。

Ⅲ 審査

上記Ⅱの考え方に照らせば、WINJ社は、委託放送業務を維持するための最低限度の資金力を欠いているために6か月間放送を休止したものであり、かつ、その間、当該資金不足の解消時期の具体的見通しが既に立っていたという事実も認められないため、「正当な理由」は見当たらない。

電波監理審議会会長会見用資料

平成19年11月14日

電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について
(平成19年11月14日 諮問第37号)

[放送事業用システムの技術基準等に関する制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報通信政策局放送技術課

(今田課長補佐、西森係長)

電話：03-5253-5786

電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準
適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について

1 諮問の背景

「放送システムに関する技術的条件」について、情報通信審議会において審議を行い、本年10月31日に、「放送事業用システムの技術的条件」に関して一部答申を受けたので、同答申に沿って、番組素材中継用等の固定局等の技術基準等の規定の整備を行うものである。

また、放送事業者の連絡用移動無線システムの使用周波数の狭帯域化に伴う実数零点単側波帯変調方式の無線局の空中線電力の表示方法等について見直しを行ったので、所要の規定の整備を行うものである。

なお、諮問にかかる無線局と規定整備の概要は、次のとおりである。

(1) SHF帯の番組素材中継用等の固定局

3.5GHz帯の周波数を第4世代移動通信システム等の移動通信用として明け渡すため、6.5GHz帯、7.5GHz帯の周波数の電波を他の固定局と共用する番組素材中継用等の固定局の技術基準等を整備（電波法施行規則第4条の4、無線設備規則第37条の27の21第1項、同第37条の27の22第1項及び第3項、同第37条の27の23、同別表第1号、同別表第2号関係）

(2) UHF帯の放送番組中継用固定局

長距離離島向けの放送番組中継用に、放送用UHF帯の周波数の電波を地上デジタル放送と共用する放送番組中継用固定局の技術基準等を整備（電波法施行規則第4条の4第2項、無線設備規則第37条の27の21第4項、同別表第1号～第3号関係）

(3) ミリ波帯の番組素材中継用移動局

高画質、低遅延、小型軽量のHDTV用ワイヤレスカメラ等の実現のため、ミリ波帯42GHz帯、55GHz帯)の番組素材中継用移動局の技術基準を整備（無線設備規則第24条第11項、第37条の27の21第2項、同別表第1号関係）

(4) 実数零点単側波帯変調方式の無線局

空中線電力の表示を平均電力とし、スプリアス発射等の規定における搬送波電力について、単側波帯変調方式に則したもの（デジタル変調と

同様に変調された搬送波)とする規定を整備(電波法施行規則第4条の4第2項、無線設備規則別表第3号、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第2条第1項第25号、同別表第2号関係)

(5) その他の所要の規定の整備

12. 2GHzを超え12. 75GHz以下の周波数の電波を使用する放送衛星局の技術基準のうち、送信空中線の発射する電波の偏波面について、狭帯域放送衛星局の場合と広帯域放送衛星局の場合との区分を明示する。(無線設備規則第37条の27の14関係)

2 改正省令案の概要

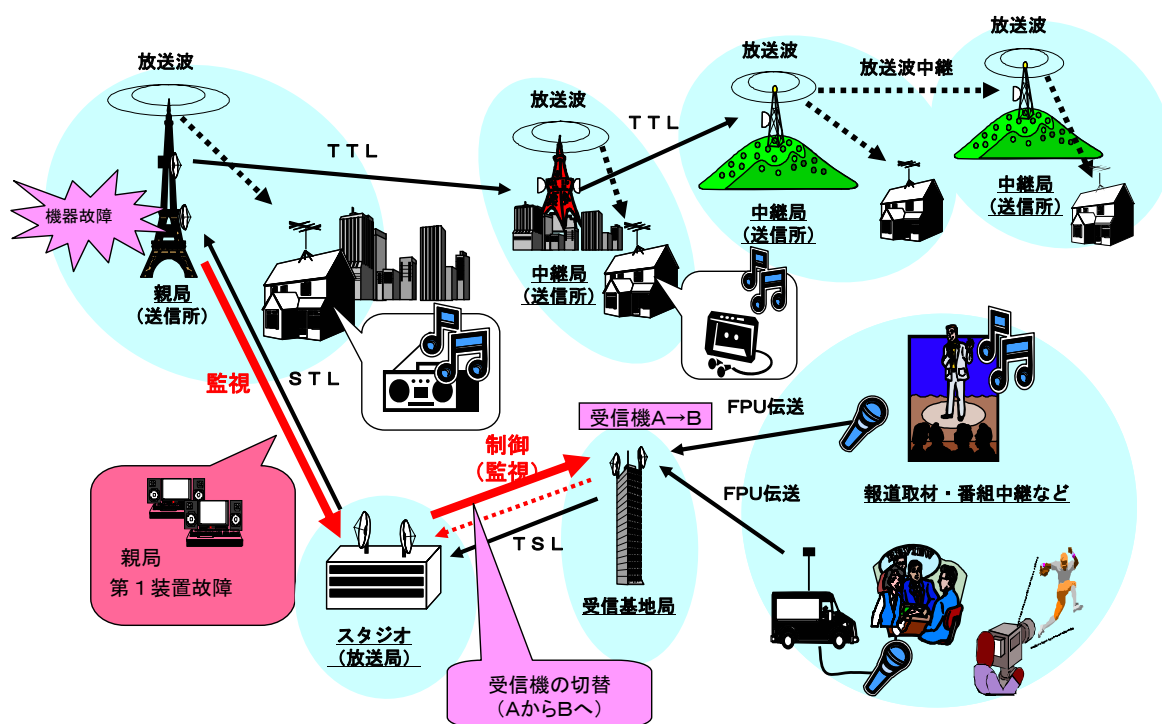
電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を別添新旧対照表のとおり改める。

3 施行期日

平成20年2月 公布・施行(予定)

デジタル方式監視・制御用、連絡用固定局

放送局やSTL、TTL、TSLの機器の監視・制御等を行うための固定局

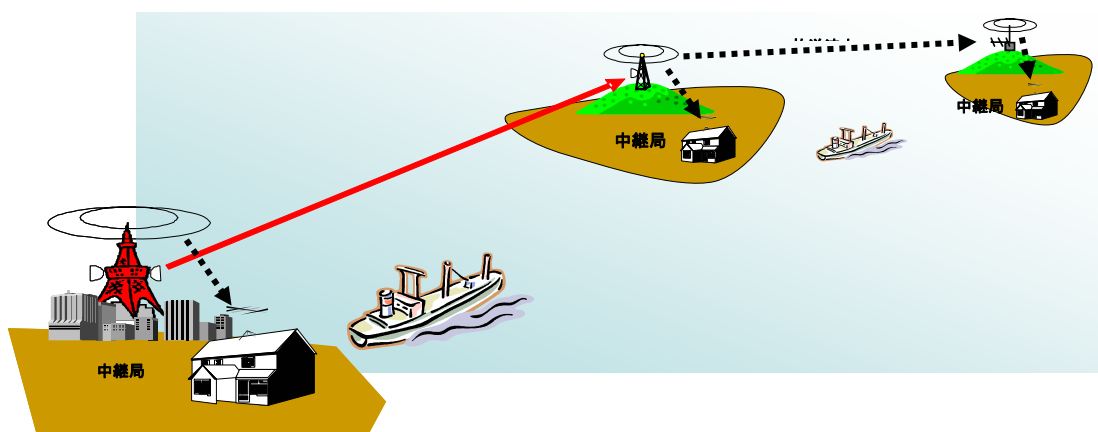


監視・制御用、連絡用固定局は、現在A帯(3.5GHz)を利用しているが、この周波数帯は、今後、第4世代移動通信システム等の移動通信用に確保することとされており、当該システムは、他の周波数帯への移行が求められている。また、近年、基地局での監視・制御項目の増大、連絡用無線の回線数増大から伝送容量増加が求められている。

このため、電気通信業務用、公共業務用等の固定局のほか、デジタル方式映像STL/TTLに使用されているM帯(6.5GHz)、N帯(7.5GHz)の周波数を共用可能とする制度整備を行うものである。

UHF帯デジタル方式放送番組中継用固定局(デジタル方式映像TTL)

地上デジタル放送用UHF帯の周波数を共用し、最大170km程度(鹿児島県中之島～奄美大島(名瀬))までの放送番組中継を実現する放送番組中継用固定局

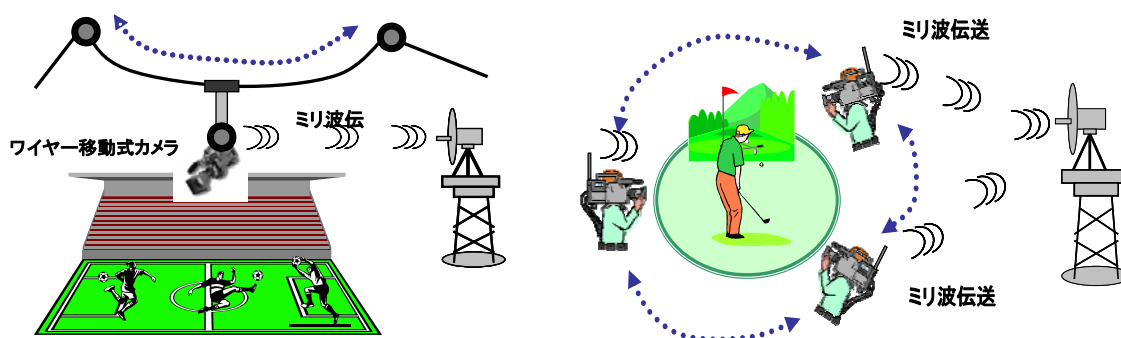


地上デジタル放送の円滑な普及のため、放送波中継や SHF 帯の放送番組中継用固定局では伝送が困難な長距離離島向けの放送番組中継用固定局が求められている。

このため、地上デジタル放送用UHF帯を共用したデジタル方式映像 TTL を利用可能とする制度整備を行うものである。

ミリ波帯デジタル方式番組素材中継用移動局(デジタル方式映像FPU)

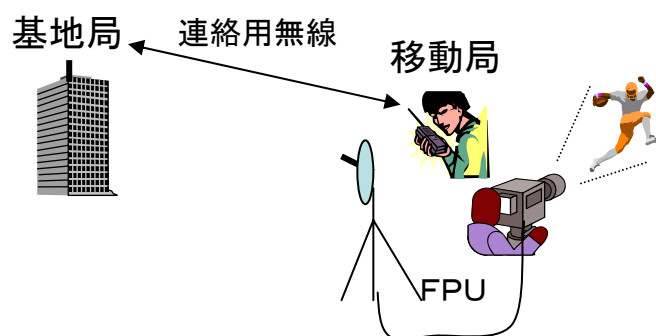
ミリ波帯(42GHz帯、55GHz帯)を使用し、高画質、低遅延、小型軽量のHDTV用ワイヤレスカメラ等の移動無線システム



広い周波数帯域を確保できるミリ波帯を利用することで、HDTV 素材を高画質かつ低遅延で伝送できるFPUシステムを実現可能とする制度整備を行うものである。

実数零点単側波帯変調方式連絡用無線局

UHF帯を使用する実数零点単側波帯変調方式の連絡用無線局



実数零点単側波帯(RZ-SSB)変調方式の空中線電力の表示について、その通常の動作状態を踏まえて尖頭電力表示を平均電力表示とする等の規定の整備を行うものである。

平成19年11月14日

株式会社放送衛星システム所属放送衛星局の予備免許について
(平成19年11月14日 諮問第38号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報通信政策局衛星放送課

(井田課長補佐、川名データ放送係長)

電話：03-5253-5799

株式会社放送衛星システム所属 放送衛星局の予備免許について

1 背景

(1) 以下の理由により、以下の①及び②の7周波数を平成23年以降、BSデジタル放送（受託国内放送）に使用可能とするため、放送普及基本計画（昭和63年郵政省告示第660号）及び放送用周波数使用計画（昭和63年郵政省告示第661号）の各一部変更を本年7月に行ったところである。

- ① 我が国に割り当てられているBS放送用周波数のうち、チャンネル番号17、19、21及び23については、平成23年まで運用予定の他の無線局との干渉が懸念されること等の理由により、これまで使用することが認められていなかったところ。
- ② BS放送用周波数のうち、BSアナログ放送のために現在使用されている3周波数（5、7及び11チャンネル）については、放送普及基本計画等において平成23年までに終了することとされており、その終了後の当該周波数の使用については、決定されていなかったところ。
- ③ 他方、平成23年以降の使用について決定されていなかった上記①及び②に掲げる7周波数のニーズは、昨年実施した「新たなBS放送用周波数の利用に関する提案募集」の結果により確認されているところ。

(2) また、現在、BSデジタル放送を実施するために運用中のBSAT-2系の放送衛星が、平成23年に設計寿命を終えることから、その後継衛星を打ち上げる必要がある。

(3) これらを受けて、平成19年8月1日（水）から9月14日（金）まで、平成23年に運用を開始する必要がある放送衛星局の免許申請を受け付けたところ、株式会社放送衛星システム（代表取締役社長 永井 研二）1社から、放送衛星局8局の開設について、電波法（昭和25年法律第131号）第6条第2項に基づき、申請があったものである。

2 申請概要

I 申請者概要（詳細は別紙1のとおり。）

社名：株式会社放送衛星システム（代表取締役社長 永井 研二）

業務：BSデジタル放送及びBSアナログ放送に係る受託放送事業

Ⅱ 申請内容（詳細は別紙2のとおり。）

(1) 使用するチャンネル番号：1、3、13、15

<衛星の名称 BSAT-3b（仮称）>

(2) 使用するチャンネル番号：5、7、9、11、17、19、21、23

<衛星の名称 BSAT-3c（仮称）※>

※ なお、本衛星については、他の事業者が運用するCS放送の無線局（予備設備）を併設することとしている。

3 審査結果（詳細は別紙3のとおり。）

審査した結果、「電波法」、「放送局の開設の根本的基準」、「電波法関係審査基準」及び「平成19年度に申請を受け付けるBS放送に係る受託放送事業者に関する審査基準」の基準に適合していると認められるため、電波法第8条第1項に基づき、予備免許（概要は別紙4のとおり。）を与えることとする。

(1) 申請者概要

申請者	株式会社放送衛星システム	
設立年月日	平成5年4月13日	
代表取締役社長	永井 研二	
主たる業務	受託放送事業、アップリンク業務、全局EPG業務	
資本金	150億円	
主な出資者 (出資比率)	日本放送協会	49.99%
	(株)WOWOW	19.63%
	(株)東京放送	5.63%
	(株)テレビ朝日	5.63%
	(株)BS日本	5.22%
	(株)ビーエスフジ	5.22%
	(株)BSジャパン	5.22%
	(株)みずほコーポレート銀行	1.33%

(2) 申請内容

I BSAT-3b (仮称)

1 無線局の種別	放送衛星局 (4局)
2 申請者名	株式会社放送衛星システム
3 申請年月日	平成19年9月14日 (進達:平成19年9月27日)
4 識別信号	(1) BSAT BSデジタルこうせいさいどテレビジョン3 (2) BSAT BSデジタルテレビジョン3 (3) BSAT BSデジタルおんせいほうそう3 (4) BSAT BSデジタルデータほうそう3
5 無線局の目的	(1) 高精細度テレビジョン放送 (デジタル放送・受託国内放送) (2) 標準テレビジョン放送 (デジタル放送・受託国内放送) (3) 超短波放送 (デジタル放送・受託国内放送) (4) データ放送 (デジタル放送・受託国内放送)
6 開設を必要とする理由	2011年以降のBSデジタル放送の受託国内放送業務に供するため、第1、第3、第13、第15チャンネルの周波数を使用する放送衛星局の開設を希望するもの。
7 放送事項	申請された無線局の目的(1)~(4)にそれぞれ対応して次の放送を実施。 (1) 高精細度テレビジョン放送 放送事業者が委託により行わせる放送 (2) 標準テレビジョン放送 放送事業者が委託により行わせる放送 (5) 超短波放送 放送事業者が委託により行わせる放送 (8) データ放送 放送事業者が委託により行わせる放送

8 使用する衛星	BSAT-3b (仮称)
9 無線設備の設置場所	対地静止衛星軌道 東経110度又は東経109.85度 [BSAT-3b (仮称) 及びBSAT-3a] 経度及び緯度の変動幅 ±0.1度
10 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	34M5G7W 11.72748GHz、11.76584GHz 11.95764GHz、11.99600GHz 120W 等価等方輻射電力 1000kW 通信速度(1中継器あたり) 28.860Mbaud (メガボー)
11 希望する運用許容時間	常時
12 工事落成の予定期日	平成23年6月30日
13 運用開始の予定期日	免許の日
14 備考	本放送衛星局の主送信装置をBSAT-3b衛星の無線設備とし、予備送信装置をBSAT-3a衛星の無線設備とする。

Ⅱ B S A T - 3 c (仮称)

1 無線局の種別	放送衛星局 (4局)
2 申請者名	株式会社放送衛星システム
3 申請年月日	平成19年9月14日 (進達:平成19年9月27日)
4 識別信号	(1) B S A T B S デジタルこうせいさいどテレビジョン4 (2) B S A T B S デジタルテレビジョン4 (3) B S A T B S デジタルおんせいほうそう4 (4) B S A T B S デジタルデータほうそう4
5 無線局の目的	(1) 高精細度テレビジョン放送 (デジタル放送・受託国内放送) (2) 標準テレビジョン放送 (デジタル放送・受託国内放送) (3) 超短波放送 (デジタル放送・受託国内放送) (4) データ放送 (デジタル放送・受託国内放送)
6 開設を必要とする理由	2011年以降のBSデジタル放送の受託国内放送業務に供するため、第5、第7、第9、第11、第17、第19、第21、第23チャンネルの周波数を使用する放送衛星局の開設を希望するもの。
7 放送事項	申請された無線局の目的(1)～(4)にそれぞれ対応して次の放送を実施。 (1) 高精細度テレビジョン放送 放送事業者が委託により行わせる放送 (2) 標準テレビジョン放送 放送事業者が委託により行わせる放送 (5) 超短波放送 放送事業者が委託により行わせる放送 (8) データ放送 放送事業者が委託により行わせる放送

8 使用する衛星	BSAT-3c (仮称)
9 無線設備の設置場所	<p>対地静止衛星軌道</p> <p>東経110度</p> <p>[BSAT-3c (仮称)]</p> <p>東経110度又は東経109.85度</p> <p>[BSAT-3b (仮称) 及びBSAT-3a]</p> <p>経度及び緯度の変動幅</p> <p>±0.1度</p>
10 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	<p>34M5G7W</p> <p>11.80420GHz、11.84256GHz</p> <p>11.88092GHz、11.91928GHz</p> <p>12.03436GHz、12.07272GHz</p> <p>12.11108GHz、12.14944GHz</p> <p>120W</p> <p>等価等方輻射電力 1000kW</p> <p>通信速度(1中継器あたり) 28.860Mbaud (メガボー)</p>
11 希望する運用許容時間	常時
12 工事落成の予定期日	平成23年6月30日
13 運用開始の予定期日	免許の日

14 備考	<p>本放送衛星局の</p> <ul style="list-style-type: none">・ 11. 80420GHz (BS-5ch)、・ 11. 84256GHz (BS-7ch)、・ 11. 88092GHz (BS-9ch)、・ 11. 91928GHz (BS-11ch) については、主送信装置をBSAT-3c衛星の無線設備とし、予備送信装置をBSAT-3a衛星の無線設備とする。 <ul style="list-style-type: none">・ 12. 03436GHz (BS-17ch)、・ 12. 07272GHz (BS-19ch)、・ 12. 11108GHz (BS-21ch)、・ 12. 14944GHz (BS-23ch) については、主送信装置をBSAT-3c衛星の無線設備とし、予備送信装置をBSAT-3b衛星の無線設備とする。
-------	--

審 査

審査項目	審査結果
電波法第 7 条及び行政手続法第 5 条により公にしている審査基準への適合性	適 以下のとおり適合していると認められる。
1 工事設計の技術的基準への適合性 (電波法第 7 条第 2 項第 1 号) (電波法関係審査基準第 3 条)	適 技術審査を行なった結果、適合していると認められる。
2 周波数の割当ての可能性 (電波法第 7 条第 2 項第 2 号) (電波法関係審査基準第 3 条)	適 技術審査を行なった結果、適合していると認められる。
3 業務を維持するに足りる財政的基礎の有無 (電波法第 7 条第 2 項第 3 号) (電波法関係審査基準第 3 条)	適 衛星調達方法及びその支弁方法等については、適正に計上されていること、また事業計画及び事業収支見積りは、客観的に適正なものであることから、財政的基礎はあると認められる。
4 放送局の開設の根本的基準への適合性 (電波法第 7 条第 2 項第 4 号)	適 次のとおり適合していると認められる。
(1) 事業計画実施の確実性 (放送局の開設の根本的基準第 3 条第 1 項第 1 号)	適 事業計画の内容、事業収支の見積もり及び財政的基礎から見て、事業計画実施の確実性はあるものと認められる。
(2) 法人設立の確実性 (放送局の開設の根本的基準第 3 条第 1 項第 2 号)	適 既に設立されており、適合していると認められる。
(3) 送信空中線装置の設置場所等 (放送局の開設の根本的基準第 5 条)	適 技術審査を行なった結果、適合していると認められる。
(4) 既設局への妨害等 (放送局の開設の根本的基準第 8 条)	適 技術審査を行なった結果、適合していると認められる。
(5) 放送の普及に対する適合性 (放送局の開設の根本的基準第 9 条)	適 申請書類からみて、適合していると認められる。
(6) 放送の公平かつ能率的普及に対する適合性 (放送局の開設の根本的基準第 10 条)	適 当該放送衛星局は 2011 年以降の BS デジタル放送の安定的かつ能率的な運用を行うために開設するものであり、放送の公平かつ能率的普及に役立つと認められる。
5 平成 19 年度に申請を受け付ける BS 放送に係る受託放送事業者に関する審査基準 (平成 19 年 7 月 25 日訓令第 30 号) に対する適合性	適 審査の結果、適合していると認められる。

予備免許の概要

(1) BSAT-3b (仮称)

無線局の種類別	放送衛星局(4局)			
免許人	株式会社放送衛星システム			
識別信号	B-SAT BSデジタルこうせいさいどテレビジョン3	B-SAT BSデジタルテレビジョン3	B-SAT BSデジタルおんせいほうそう3	B-SAT BSデジタルデータほうそう3
無線局の目的	高精細度テレビジョン放送(デジタル放送・受託国内放送)	標準テレビジョン放送(デジタル放送・受託国内放送)	超短波放送(デジタル放送・受託国内放送)	データ放送(デジタル放送・受託国内放送)
放送事項	放送事業者が委託により行なわせる放送			
周波数	11.72748GHz 11.95764GHz		11.76584GHz 11.99600GHz	
空中線電力	120W			

(2) BSAT-3c (仮称)

無線局の種類別	放送衛星局(4局)			
免許人	株式会社放送衛星システム			
識別信号	B-SAT BSデジタルこうせいさいどテレビジョン4	B-SAT BSデジタルテレビジョン4	B-SAT BSデジタルおんせいほうそう4	B-SAT BSデジタルデータほうそう4
無線局の目的	高精細度テレビジョン放送(デジタル放送・受託国内放送)	標準テレビジョン放送(デジタル放送・受託国内放送)	超短波放送(デジタル放送・受託国内放送)	データ放送(デジタル放送・受託国内放送)
放送事項	放送事業者が委託により行なわせる放送			
周波数	11.80420GHz 11.88092GHz 12.03436GHz 12.11108GHz		11.84256GHz 11.91928GHz 12.07272GHz 12.14944GHz	
空中線電力	120W			

BS放送の周波数と放送番組の関係

チャンネル

	平成19年 2007年	平成20年 2008年	平成21年 2009年	平成22年 2010年	平成23年 2011年	平成24年 2012年	平成25年 2013年	平成26年 2014年
第 5チャンネル	WOWOW					} ①アナログ放送は、平成23年までに終了。		
第 7チャンネル	NHK BS1 (総合放送)							
第 11チャンネル	NHK BS2 (難視聴解消を目的とする放送)							
第 9チャンネル	NHK BS-hi	スター・チャンネル	日本BS放送	ワールド・ハイビジョン・チャンネル				
第 1チャンネル	ビーエス朝日	ビーエス・アイ						
第 3チャンネル	WOWOW	BSジャパン						
第 13チャンネル	BS日本	ビーエスフジ						
第 15チャンネル	NHK BS1 (総合放送)		NHK-BS2 (難視聴解消を目的とする放送)			NHK BS-hi		
				第17チャンネル		} ②平成12年の世界無線通信会議(WRC-2000)で、割り当てられたチャンネル。		
				第19チャンネル				
				第21チャンネル				
				第23チャンネル				

アナログ放送

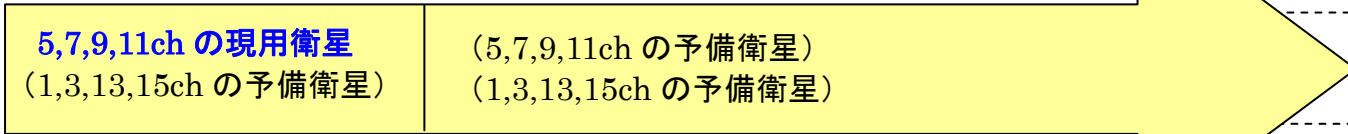
デジタル放送

①及び②の7周波数を平成23年以降、BSデジタル放送(受託国内放送)に使用可能とする放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部変更を実施(平成19年7月11日)

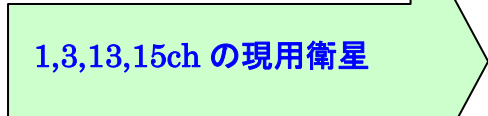
BS放送の周波数と放送衛星の関係

2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

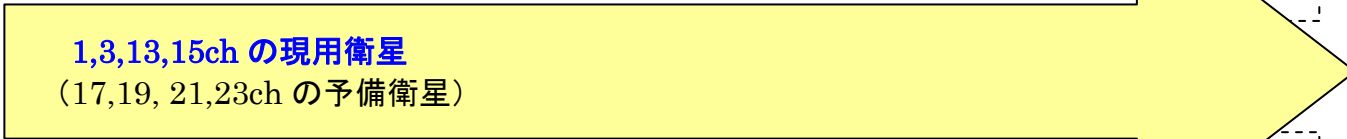
BSAT-3a



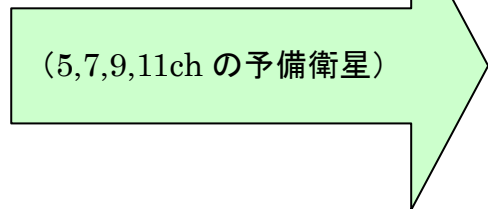
BSAT-2c



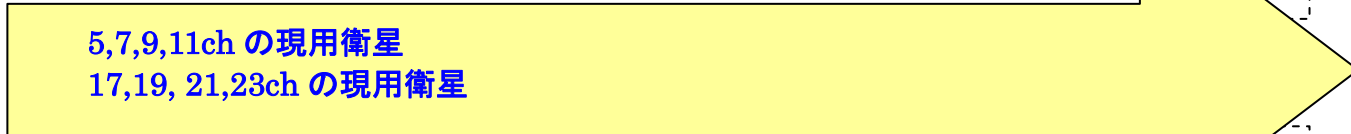
BSAT-3b (仮称)



BSAT-2a



BSAT-3c (仮称)



後継衛星は一機
に集約予定

12

平成19年11月14日

周波数割当計画の一部変更案について
(平成19年11月14日 諮問第39号)

[放送番組中継を行うUHF帯固定無線及び番組素材伝送を行う
42GHz帯移動無線の導入に伴う変更]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(大野周波数調整官、棚田係長、石黒係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部変更案について

I 放送番組中継を行う UHF 帯固定無線及び番組素材伝送を行う 42GHz 帯移動無線の導入に伴う変更

放送事業用無線局は、スタジオと送信所や送信所間を結ぶ放送番組の伝送・中継、放送番組の取材現場からスタジオへの放送番組素材の伝送などに利用されている。

このうち、放送番組の中継（TTL）については、放送波中継やマイクロ波帯 TTL では伝送困難な長距離離島向け放送番組中継用固定局の実現が求められており、放送番組素材を伝送する移動無線（FPU）については、HDTV 化の急速な進展により、高画質、低遅延、小型軽量の HDTV ワイヤレスカメラ等により得た素材の伝送が求められている。

このような背景から、本年5月より情報通信審議会において、放送事業用無線システムの技術的条件について検討が行われ、本年10月、「放送事業用システムの技術的条件」について答申を受けた。

今般、この答申を踏まえ、放送番組中継を行う UHF 帯固定無線及び番組素材伝送を行う 42GHz 帯移動無線の導入を可能とするため、周波数割当計画の一部を変更するものである。

（参考：システム構成例）

【変更内容】

（1）放送番組中継を行う UHF 帯固定無線

470-710MHz 帯の周波数において、固定業務（放送事業用）を追加し、必要な規定の整備を図る。

（2）番組素材伝送を行う 42GHz 帯移動無線

41.5-42GHz 帯の周波数において、移動業務（放送事業用）を二次分配から一次分配に変更し、必要な規定の整備を図る。

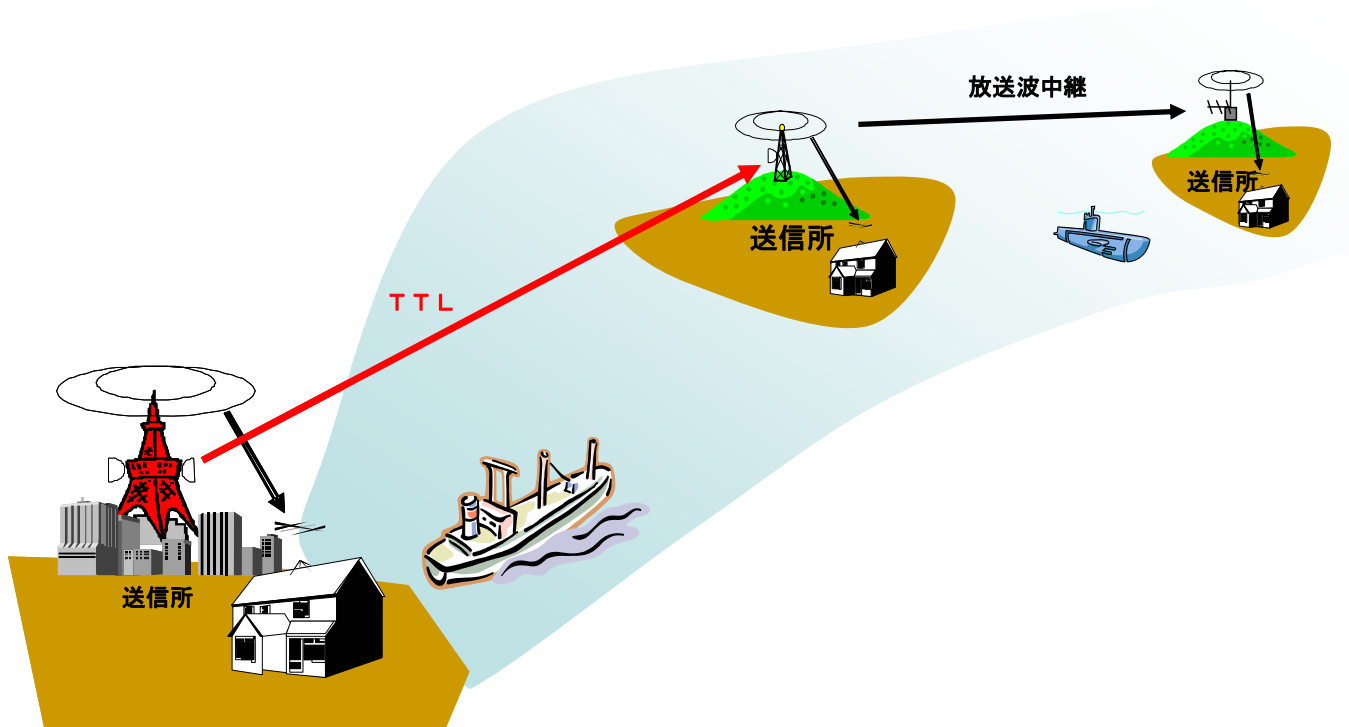
II スケジュール

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載する。

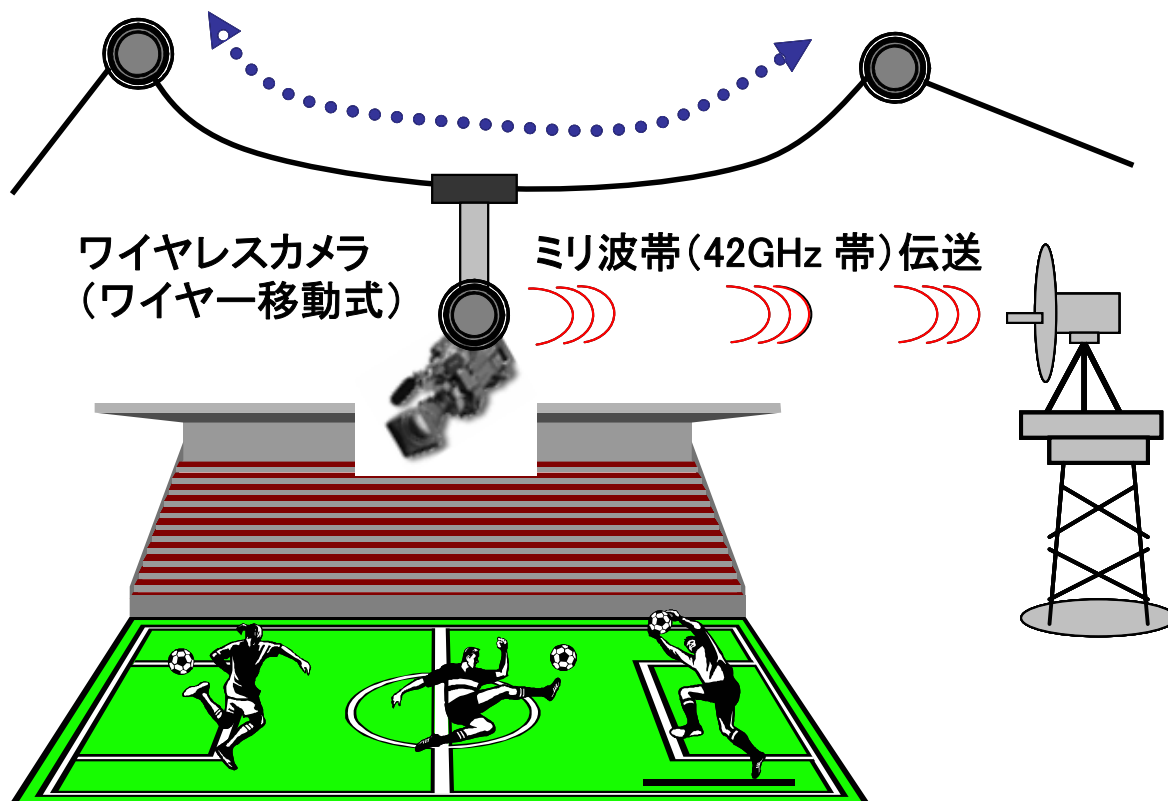
システム構成例

参 考

放送番組中継を行う UHF 帯固定無線



番組素材伝送を行う 42GHz 帯移動無線



平成19年11月14日

2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設計画に係る
認定の取消しについて
(平成19年11月14日 諮問第40号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(西潟課長補佐、橋岡係長)

電話：03-5253-5893

2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設計画の 認定の取消しについて

1 背景

アイピーモバイル株式会社は、平成17年11月10日、1.7GHz帯又は2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設計画に関する指針(平成17年総務省告示第883号。以下「開設計画」という。)に基づき、2GHz帯(2010～2025MHz)の周波数を使用する特定基地局の開設計画(以下「開設計画」という。)の認定(第7号)を受けた。(別紙参照)

しかしながら、現在までに事業に必要な資金を計画通りに調達することができない等、事業開始の見通しが立たないことを理由に、平成19年10月30日、総務省に対して開設計画の認定を返上したい旨の申出があった。

2 認定の取消し

アイピーモバイル株式会社は、現在までに特定基地局の開設計画を行っておらず、また、同社が今後も特定基地局を開設計画する見込みはないものと認められる。

これは、電波法第27条の15第1項第1号に規定する開設計画の認定の取消事由である「正当な理由がないのに、認定計画に係る特定基地局を当該認定計画に従って開設計画していないと認めるとき」に該当するものである。

よって、同社に対して行った開設計画の認定を取り消すことといたしたい。

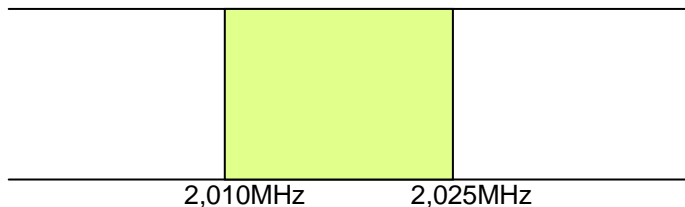
アイピーモバイル株式会社に対する 開設計画の認定の経緯

・アイピーモバイル株式会社に対しては、1.7GHz帯又は2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設計画に関する指針(平成17年総務省告示第883号、以下「開設計針」とする)に基づき、平成17年11月10日、2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設計画を認定。

1 2GHz帯に係る開設計針の規定

(1) 開設計針の概要

・1.7GHz帯とは異なる新規参入希望者1者に対し、15MHz帯の周波数を割当て。



(2) 認定に当たっての主な要件

- ・IMT-2000の無線局の無線設備を使用すること。
- ・少なくとも一の特定基地局について認定後2年以内に運用を開始すること。
- ・各総合通信局(沖縄総合通信事務所を含む。)の管轄区域ごとに、人口カバー率が50%以上となるように特定基地局を配置すること。
- ・技術的能力や財務的基礎などの面から計画実施の確実性を有すること。

2 審査の結果

- ・開設計画の認定の申請を行った結果、アイピーモバイル株式会社1社が申請。
- ・開設計針の規定に基づいて審査した結果、開設計針に定める要件を満たしていると認められたため、平成17年11月9日の電波監理審議会の諮問・答申を経て、同月10日に開設計画の認定を行った。

アイピーモバイル株式会社の開設計画の認定申請の概要

- 1 申請者
アイピーモバイル株式会社（代表者：杉村 五男 代表取締役社長）
- 2 住所
東京都千代田区平河町二丁目5番7号
- 3 申請年月日
平成17年9月30日
- 4 提供する電気通信役務の種類及び採用する方式
データ伝送、TD-CDMA方式
- 5 特定基地局の内容
局種 基地局、陸上移動中継局
電波の型式 G7D
最大空中線電力 60W
- 6 希望する周波数の範囲
2010MHz から 2025MHz まで
- 7 特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲
全国
- 8 認定から5年後の年度（平成22年度）における特定基地局の総数
基地局：6,603局
陸上移動中継局：500局
- 9 運用開始予定日
平成18年10月1日
- 10 カバー率50%を達成する予定年度（※）
関東、東海及び近畿：平成19年度、その他：認定から5年以内
- 11 運用開始5年後の年度（平成23年度末）までの加入数見込み
1,160万

（※）開設指針に基づく、各総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。）の管轄区域におけるカバー率。

電波監理審議会会長会見用資料

平成19年11月14日

大分ケーブルテレコム株式会社及びアール・ケー・ビー毎日放送株式会社
を当事者とした再送信同意に関する裁定処分に係る異議申立ての付議等
について
(平成19年11月14日 付議第6号～第21号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

付議内容について

総務省情報通信政策局地域放送課

(井上課長補佐、鈴木係長)

電話：03-5253-5806

大分ケーブルテレコム株式会社及びアール・ケー・ビー毎日放送株式会社を当事者とした再送信同意に関する裁定処分に係る異議申立ての付議等について

アール・ケー・ビー毎日放送株式会社の提起による再送信同意に関する裁定処分に係る異議申立てについて

1 異議申立年月日

平成 19 年 10 月 12 日

2 異議申立人

アール・ケー・ビー毎日放送株式会社

3 異議申立てに係る処分

大分県の有線テレビジョン放送事業者 4 社（大分ケーブルテレコム株式会社、シーティービーメディア株式会社、株式会社ケーブルテレビ佐伯及び大分ケーブルネットワーク株式会社）からの有線テレビジョン放送法第 13 条第 3 項の規定に基づく裁定申請に対して、異議申立人をその申請に係る放送事業者として総務大臣が平成 19 年 8 月 17 日付け総情域第 157 号をもって行った裁定処分

- ・ 大分ケーブルテレコム株式会社及びアール・ケー・ビー毎日放送株式会社を当事者とした再送信同意に関する裁定処分
- ・ シーティービーメディア株式会社及びアール・ケー・ビー毎日放送株式会社を当事者とした再送信同意に関する裁定処分
- ・ 株式会社ケーブルテレビ佐伯及びアール・ケー・ビー毎日放送株式会社を当事者とした再送信同意に関する裁定処分
- ・ 大分ケーブルネットワーク株式会社及びアール・ケー・ビー毎日放送株式会社を当事者とした再送信同意に関する裁定処分

4 異議申立ての趣旨及び理由

大臣裁定制度制定時の国会答弁において示された裁定に係る基準は、再送信同意を検討する際、ケーブルテレビ事業者に求められる必要最低限の要件にすぎず、同意の判断は様々な要因を総合的に判断する必要があること等から、3 の処分の取消しを求めるもの。

5 備考

3 の処分に対して、それぞれ異議申立書が提出されている。

また、異議申立理由の記載事項は、各異議申立てを通じてほぼ共通。

注：「再送信同意に関する裁定処分」

有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者の同意を得なければ、そのテレビジョン放送を受信し、これらを再送信してはならないこととされている（有線テレビジョン法第 13 条第 2 項）。ただし、放送事業者に対し、再送信の同意につき協議を求めたが、その協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、総務大臣の裁定を申請することができ（同法第 13 条第 3 項）、総務大臣は、放送事業者がそのテレビジョン放送の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとされている（同法第 13 条第 5 項）。

なお、同意すべき旨の裁定が当事者に通知されたときは、当該裁定の定めるところにより、当事者間に協議が調ったものとみなされる（同法第 13 条第 8 項）。

(参考) 異議申立人の異議申立理由の概要は以下のとおり。

大臣裁定制度の判断基準の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・「正当な理由」(5つの基準)は、区域内外を問わず再送信同意を検討する際、ケーブルテレビ事業者に求められる必要最低限の要件にすぎず、同意の判断は様々な状況を総合的に判断する必要。
「放送の意図」としての地域性の認定	<ul style="list-style-type: none"> ・裁定では、「放送の意図とは、原則として放送番組の編集意図を指している」としているが、放送事業者の言う真の「編集意図」とは、福岡県内の視聴者に対する情報提供に他ならず、免許地域内に居住する視聴者への「情報ニーズの満足度」を無視した編集意図などはない。福岡県民による視聴を意図して編集した番組が放送事業者の不同意にもかかわらず大分県民に視聴されることは、編集意図を害するものと判断すべき。
地域免許制度の形骸化	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の国会答弁においては、ケーブルテレビ事業者の規模如何によっては形骸化につながる可能性を認めており「地域免許制度は電波による放送の制度に関する制度であるため、有線テレビジョン放送とは無関係」という主張は不適切。また、デジタル放送の同意は、アナログ放送とは別途判断してなされるべきもの。チャンネル格差を区域外再送信によって安易に是正することは、地元局の経営を圧迫し、ケーブル加入者・非加入者間で著しい不公平を引き起こす。
本裁定の「同意」により生まれる著作権法上の問題	<ul style="list-style-type: none"> ・有テレ法の同意と著作権法の許諾は全く連携しないとの判断は、著作権法上の許諾が「同意」により発生する問題である以上、不適當。
「同時再送信」に関する見解を明らかにすべき	<ul style="list-style-type: none"> ・他者が受信し、かつ他者の回線により伝送された放送の再送信を「同時再送信」とすれば無原則に再送信が可能。線引きの基準を総務省として明らかにすべき。

九州朝日放送株式会社の提起による再送信同意に関する裁定処分に係る異議申立てについて

1 異議申立年月日

平成 19 年 10 月 12 日

2 異議申立人

九州朝日放送株式会社

3 異議申立てに係る処分

大分県の有線テレビジョン放送事業者 4 社（大分ケーブルテレコム株式会社、シーティービーメディア株式会社、株式会社ケーブルテレビ佐伯及び大分ケーブルネットワーク株式会社）からの有線テレビジョン放送法第 13 条第 3 項の規定に基づく裁定申請に対して、異議申立人をその申請に係る放送事業者として総務大臣が平成 19 年 8 月 17 日付け総情域第 157 号をもって行った裁定処分

- 大分ケーブルテレコム株式会社及び九州朝日放送株式会社を当事者とした再送信同意に関する裁定処分
- シーティービーメディア株式会社及び九州朝日放送株式会社を当事者とした再送信同意に関する裁定処分
- 株式会社ケーブルテレビ佐伯及び九州朝日放送株式会社を当事者とした再送信同意に関する裁定処分
- 大分ケーブルネットワーク株式会社及び九州朝日放送株式会社を当事者とした再送信同意に関する裁定処分

4 異議申立ての趣旨及び理由

大臣裁定制度制定時の国会答弁において示された裁定に係る基準は、再送信同意を検討する際、ケーブルテレビ事業者に求められる必要最低限の要件にすぎず、同意の判断は様々な要因を総合的に判断する必要があること等から、3 の処分の取消しを求めるもの。

5 備考

3 の処分に対して、それぞれ異議申立書が提出されている。

また、異議申立理由の記載事項は、各異議申立てを通じてほぼ共通。

注：「再送信同意に関する裁定処分」

有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者の同意を得なければ、そのテレビジョン放送を受信し、これらを再送信してはならないこととされている（有線テレビジョン法第 13 条第 2 項）。ただし、放送事業者に対し、再送信の同意につき協議を求めたが、その協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、総務大臣の裁定を申請することができ（同法第 13 条第 3 項）、総務大臣は、放送事業者がそのテレビジョン放送の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとされている（同法第 13 条第 5 項）。

なお、同意すべき旨の裁定が当事者に通知されたときは、当該裁定の定めるところにより、当事者間に協議が調ったものとみなされる（同法第 13 条第 8 項）。

(参考) 異議申立人の異議申立理由の概要は以下のとおり。

大臣裁定制度の判断基準の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 「5つの基準」は、区域内外を問わず再送信同意を検討する際、ケーブルテレビ事業者に求められる必要最低限の要件にすぎず、同意の判断は様々な状況を総合的に判断する必要。
地域免許制度の形骸化	<ul style="list-style-type: none"> 過去の国会答弁においては、ケーブルテレビ事業者の規模如何によっては形骸化につながる可能性を認めており「地域免許制度は電波による放送の制度に関する制度であるため、有線テレビジョン放送とは無関係」という主張は不適切。
ケーブルテレビ伸長による経営的打撃の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 区域外再送信により系列局の大分朝日放送（OAB）が系列離脱すれば、九州朝日放送株式会社（KBC）にとって経営上大きな影響。大分地区での情報発信拠点を失えば、国民の知る権利をも侵害。また、区域外再送信による視聴率減少によりOABにも損失。県域放送事業者の経営を土台から揺るがしかねず、地域免許制度の崩壊を引き起こす危険があることから、「金銭的問題は民事的解決に属する事項」との判断は早急に見直しが必要。また、地元局に対する経営を圧迫するが、何ら法的根拠のある「民事的解決」手段もない。ケーブルテレビ事業者は既に放送事業者と比肩する規模があり、非対称規制である裁定制度や基準は見直すべき。
本裁定の「同意」により生まれる著作権法上の問題	<ul style="list-style-type: none"> 有テレ法の同意と著作権法の許諾は全く連携しないとの判断は、著作権法上の許諾が「同意」により発生する問題である以上、不適当。
緊急地震速報の確認の遅れによる大分県民の生命的・財産的不利益	<ul style="list-style-type: none"> 一定以上の震度を想定した緊急地震速報は、区域外再送信により接する機会が減少すれば、被害にあう確率は高まる。人命に関わることだけに、「どの情報を摂取するかは視聴者の自主的な選択が尊重されるべき」との判断は問題。
技術レベルに問題 (大分ケーブルテレコム㈱に係る裁定処分に係る異議申立てのみ)	<ul style="list-style-type: none"> 裁定後開始した一部福岡波の再送信において障害を確認。その原因についての大分ケーブルテレコム㈱のホームページの説明に誤り。契約者への説明又は技術的な面での認識に問題。最初の障害があつて1ヶ月が経過した今も、時折、福岡波のうちの数波で受信映像に乱れ。長期にわたって受信レベルが安定しない状況は「送受信技術レベルが低く良質な再送信が期待できない」ことから、「5つの基準」に抵触のおそれ。
「今後無断で再送信を停止しない」とする根拠が不十分（大分ケーブルネットワーク株式会社に係る裁定処分に係る異議申立てのみ）	<ul style="list-style-type: none"> 大分ケーブルネットワーク株式会社が再送信しなかった理由の説明は二転三転。本裁定の「今後無断で再送信を停止する可能性が高いと言えず」との判断は理解しがたい。これでは5つの基準も無意味なものとなる。将来について問題なしとの判断であれば根拠を示されたい。
「放送の意図」としての地域性の認定	<ul style="list-style-type: none"> 裁定では、「放送の意図とは、原則として放送番組の編集意図を指している」としているが、放送事業者の言う真の「編集意図」とは、福岡県内の視聴者に対する情報提供に他ならず、免許地域内に居住する視聴者への「情報ニーズの満足度」を無視した編集意図などはあり得ない。福岡県民による視聴を意図して編集した番組が放送事業者の不同意にもかかわらず大分県民に視聴されることは、編集意図を害するものと判断すべき。
同時再送信に関する見解を明らかにすべき	<ul style="list-style-type: none"> 自社設備ではなく、他人の設備を使って再送信を行うことが、そもそも同時再送信にあたるのか、見解を示すべき。
アナログ放送とデジタル放送は別物	<ul style="list-style-type: none"> アナログ放送とデジタル放送で現在同一の放送を行っているのは、多額のデジタル投資を行う必要があるため他のコストを圧縮しなければならないという事情によるもの。
アナログ同意は是正不可能な「既得権益」か	<ul style="list-style-type: none"> 「アナログで見られたものはデジタルでも見せるべき」というが、仮にアナログ同意が既得権益だとして、あらゆる既得権益は是正の対象にならないのか。
広告主の意図に反する区域外CM放送	<ul style="list-style-type: none"> 福岡地区に限定した形で出稿されたCMが大分地区で放送されることは、広告主の意図や狙いに反するばかりでなく、大分県の視聴者にも混乱を与えるおそれ。
大分県の意見（完全系列局以外の2局）に対する判断	<ul style="list-style-type: none"> 大分県が完全系列局以外にのみ同意を求めるとしている点につき、どう考えるか。
ケーブルテレビ事業者の公益性に問題	<ul style="list-style-type: none"> ケーブルテレビ事業者は経営的な側面を追求するあまり、地域に密着した自主放送の制作という公益性の面を失っている。

株式会社テレビ西日本の提起による再送信同意に関する裁定処分に係る異議申立てについて

1 異議申立年月日

平成 19 年 10 月 12 日

2 異議申立人

株式会社テレビ西日本

3 異議申立てに係る処分

大分県の有線テレビジョン放送事業者 4 社（大分ケーブルテレコム株式会社、シーティービーメディア株式会社、株式会社ケーブルテレビ佐伯及び大分ケーブルネットワーク株式会社）からの有線テレビジョン放送法第 13 条第 3 項の規定に基づく裁定申請に対して、異議申立人をその申請に係る放送事業者として総務大臣が平成 19 年 8 月 17 日付け総情域第 157 号をもって行った裁定処分

- 大分ケーブルテレコム株式会社及び株式会社テレビ西日本を当事者とした再送信同意に関する裁定処分
- シーティービーメディア株式会社及び株式会社テレビ西日本を当事者とした再送信同意に関する裁定処分
- 株式会社ケーブルテレビ佐伯及び株式会社テレビ西日本を当事者とした再送信同意に関する裁定処分
- 大分ケーブルネットワーク株式会社及び株式会社テレビ西日本を当事者とした再送信同意に関する裁定処分

4 異議申立ての趣旨及び理由

大臣裁定制度制定時の国会答弁において示された裁定に係る基準は、再送信同意を検討する際、ケーブルテレビ事業者に求められる必要最低限の要件にすぎず、同意の判断は様々な要因を総合的に判断する必要があること等から、3 の処分の取消しを求めるもの。

5 備考

3 の処分に対して、それぞれ異議申立書が提出されている。

また、異議申立理由の記載事項は、各異議申立てを通じてほぼ共通。

注：「再送信同意に関する裁定処分」

有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者の同意を得なければ、そのテレビジョン放送を受信し、これらを再送信してはならないこととされている（有線テレビジョン法第 13 条第 2 項）。ただし、放送事業者に対し、再送信の同意につき協議を求めたが、その協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、総務大臣の裁定を申請することができ（同法第 13 条第 3 項）、総務大臣は、放送事業者がそのテレビジョン放送の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとされている（同法第 13 条第 5 項）。

なお、同意すべき旨の裁定が当事者に通知されたときは、当該裁定の定めるところにより、当事者間に協議が調ったものとみなされる（同法第 13 条第 8 項）。

(参考) 異議申立人の異議申立理由の概要は以下のとおり。

大臣裁定制度の判断基準の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 「5つの基準」は、区域内外を問わず再送信同意を検討する際、ケーブルテレビ事業者に求められる必要最低限の要件にすぎず、同意の判断は様々な状況を総合的に判断する必要。
地域免許制度の形骸化	<ul style="list-style-type: none"> 過去の国会答弁においては、ケーブルテレビ事業者の規模如何によっては形骸化につながる可能性を認めており「地域免許制度は電波による放送の制度に関する制度であるため、有線テレビジョン放送とは無関係」という主張は不適切。
「放送の意図」としての地域性の認定	<ul style="list-style-type: none"> 裁定では、「放送の意図とは、原則として放送番組の編集意図を指している」としているが、放送事業者の言う真の「編集意図」とは、福岡県内の視聴者に対する情報提供に他ならず、免許地域内に居住する視聴者への「情報ニーズの満足度」を無視した「編集意図」などはあり得ない。福岡県民による視聴を意図して編集した番組が放送事業者の不同意にも関わらず大分県民に視聴されることは、編集意図を害するものと判断すべき。
ケーブルテレビ伸長による経営的打撃の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 大分県への区域外再送信同意は、県域放送事業者の経営を土台から揺るがしかねない危険があることから、「金銭的問題は民事的解決に属する事項」との判断は早急に見直しが必要。また、地元放送事業者には、法的根拠のある「民事的解決」手段もない。ケーブルテレビ事業者は既に放送事業者と比肩する規模があり、非対称規制である裁定制度や基準は見直すべき。
本裁定の「同意」により生まれる著作権法上の問題	<ul style="list-style-type: none"> 有テレ法の同意と著作権法の許諾は全く連携しないとの判断は、著作権法上の許諾が「同意」により発生する問題である以上、不相当。
緊急地震速報の確認の遅れによる大分県民の生命的・財産的不利益	<ul style="list-style-type: none"> 一定以上の震度を想定した緊急地震速報は、区域外再送信により接する機会が減少すれば、被害にあふ確率は高まる。人命に関わることだけに、「どの情報を摂取するかは視聴者の自主的な選択が尊重されるべき」との判断は問題。
技術レベルに問題 (大分ケーブルテレコム(株)に係る裁定処分に係る異議申立てのみ)	<ul style="list-style-type: none"> 裁定後開始した一部福岡波の再送信において障害を確認。その原因についての大分ケーブルテレコム(株)のホームページの説明に誤り。契約者への説明又は技術的な面での認識に問題。最初の障害があつて1ヶ月が経過した今も、時折、福岡波のうちの数波で受信映像に乱れ。長期にわたって受信レベルが安定しない状況は「送受信技術レベルが低く良質な再送信が期待できない」ことから、「5つの基準」に抵触のおそれ。
大分県の見解(完全系列局以外の2局)に対する判断	<ul style="list-style-type: none"> 大分県が完全系列局以外にのみ同意を求めている点につき、どう考えるか。また、再送信により、放送普及基本計画に定める「全国あまねく4波」とバランスを欠くことについてどう考えるか。
同時再送信に関する見解を明らかにすべき	<ul style="list-style-type: none"> 自社設備ではなく、他人の設備を使って再送信を行うことが、そもそも同時再送信にあたるのか、見解を示すべき。
ケーブルテレビ事業者の公益性に問題	<ul style="list-style-type: none"> ケーブルテレビ事業者は経営的な側面を追求するあまり、地域に密着した自主放送の制作という公益性の面を失っている。

株式会社福岡放送の提起による再送信同意に関する裁定処分に係る異議申立てについて

1 異議申立年月日

平成 19 年 10 月 12 日

2 異議申立人

株式会社福岡放送

3 異議申立てに係る処分

大分県の有線テレビジョン放送事業者 4 社（大分ケーブルテレコム株式会社、シーティービーメディア株式会社、株式会社ケーブルテレビ佐伯及び大分ケーブルネットワーク株式会社）からの有線テレビジョン放送法第 13 条第 3 項の規定に基づく裁定申請に対して、異議申立人をその申請に係る放送事業者として総務大臣が平成 19 年 8 月 17 日付け総情域第 157 号をもって行った裁定処分

- 大分ケーブルテレコム株式会社及び株式会社福岡放送を当事者とした再送信同意に関する裁定処分
- シーティービーメディア株式会社及び株式会社福岡放送を当事者とした再送信同意に関する裁定処分
- 株式会社ケーブルテレビ佐伯及び株式会社福岡放送を当事者とした再送信同意に関する裁定処分
- 大分ケーブルネットワーク株式会社及び株式会社福岡放送を当事者とした再送信同意に関する裁定処分

4 異議申立ての趣旨及び理由

大臣裁定制度制定時の国会答弁において示された裁定に係る基準は、再送信同意を検討する際、ケーブルテレビ事業者に求められる必要最低限の要件にすぎず、同意の判断は様々な要因を総合的に判断する必要があること等から、3 の処分の取消しを求めるもの。

5 備考

3 の処分に対して、それぞれ異議申立書が提出されている。

また、異議申立理由の記載事項は、各異議申立てを通じてほぼ共通。

注：「再送信同意に関する裁定処分」

有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者の同意を得なければ、そのテレビジョン放送を受信し、これらを再送信してはならないこととされている（有線テレビジョン法第 13 条第 2 項）。ただし、放送事業者に対し、再送信の同意につき協議を求めたが、その協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、総務大臣の裁定を申請することができ（同法第 13 条第 3 項）、総務大臣は、放送事業者がそのテレビジョン放送の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとされている（同法第 13 条第 5 項）。

なお、同意すべき旨の裁定が当事者に通知されたときは、当該裁定の定めるところにより、当事者間に協議が調ったものとみなされる（同法第 13 条第 8 項）。

(参考) 異議申立人の異議申立理由の概要は以下のとおり。

大臣裁定制度の判断基準の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 「5つの基準」は、区域内外を問わず再送信同意を検討する際、ケーブルテレビ事業者に求められる必要最低限の要件にすぎず、同意の判断は様々な要因を総合的に判断する必要。
地域免許制度の形骸化	<ul style="list-style-type: none"> 過去の国会答弁で、ケーブルテレビ事業者の規模如何により地域免許制度が形骸化する可能性を認めており、「地域免許制度は電波による放送の制度に関する制度であるため、有線テレビジョン放送とは無関係」という主張は不適切。
ケーブルテレビ伸長による経営的打撃の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 大分県への区域外再送信同意は、県域放送事業者の経営を土台から揺るがしかねず、地域免許制度・ネットワーク体制の崩壊を引き起こす危険があることから、「金銭的問題は民事的解決に属する事項」との判断は早急に見直しが必要。また、大分地区での情報発信拠点を失えば、国民の知る権利をも侵害。さらに、地元放送事業者には、法的根拠のある「民事的解決」手段もない。ケーブルテレビ事業者は既に放送事業者と比肩する規模があり、非対称規制である裁定制度や基準は見直すべき。
本裁定の「同意」により生まれる著作権法上の問題	<ul style="list-style-type: none"> 有テレ法の同意と著作権法の許諾は全く連携しないとの判断は、著作権法上の許諾が「同意」により発生する問題である以上、不相当。
「放送の意図」としての地域性の認定	<ul style="list-style-type: none"> 裁定では、「放送の意図とは、原則として放送番組の編集意図を指している」としているが、放送事業者の言う真の「編集意図」とは、福岡県内の視聴者に対する情報提供に他ならず、免許地域内に居住する視聴者への「情報ニーズの満足度」を無視した編集意図などはあり得ない。福岡県民による視聴を意図して編集した番組が放送事業者の不同意にもかかわらず大分県民に視聴されることは、編集意図を害するものと判断すべき。
技術レベルに問題	<ul style="list-style-type: none"> 裁定後開始した一部福岡波の再送信において障害を確認。協議の段階からその点を指摘。最初の障害があってから今も障害があり、長期にわたって受信レベルが安定しない状況は「送受信技術レベルが低く良質な再送信が期待できない」といえ、また、受信点での混信障害を事前に確認していれば、適切な対策が施されてこのような混信障害を免れたはずであり、この事態は、「5つの基準」に抵触のおそれ。
大分県の意見（完全系列局以外の2局）に対する判断	<ul style="list-style-type: none"> 大分県が完全系列局以外にのみ同意を求めるとしている点につき、どう考えるか。また、再送信により、放送普及基本計画に定める「全国あまねく4波」とバランスを欠くことについてどう考えるか。
同時再送信に関する見解を明らかにすべき	<ul style="list-style-type: none"> 自社設備ではなく、他人の設備を使って再送信を行うことが、そもそも同時再送信にあたるのか、見解を示すべき。
ケーブルテレビ事業者の公益性に問題	<ul style="list-style-type: none"> ケーブルテレビ事業者は経営的な側面を追求するあまり、地域に密着した自主放送の制作という公益性の面を失っている。

参照条文

○有線テレビジョン放送法（昭和 47 年法律第 114 号）

（再送信）

第十三条（略）

- 2 有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者（放送法第二条第三号の四に規定する受託放送事業者を除く。以下この条において同じ。）又は電気通信役務利用放送事業者（電気通信役務利用放送法第二条第三項に規定する電気通信役務利用放送事業者をいう。以下この条において同じ。）の同意を得なければ、そのテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送（委託して行わせるもの及び電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局の免許を受けた者が受信して再送信するものを含む。以下この条において同じ。）又は電気通信役務利用放送を受信し、これらを再送信してはならない。ただし、前項の規定により有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者がテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を再送信するときは、この限りでない。
- 3 有線テレビジョン放送事業者（有線テレビジョン放送事業者となろうとする者を含む。）は、放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者に対し、前項本文の同意（以下単に「同意」という。）につき協議を求めたが、その協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、総務大臣の裁定を申請することができる。
- 4（略）
- 5 総務大臣は、前項の放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者がそのテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送又は電気通信役務利用放送の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする。
- 6・7（略）
- 8 第六項の裁定が前項の規定により当事者に通知されたときは、当該裁定の定めるところにより、当事者間に協議が調つたものとみなす。

（電波法の準用）

第二十八条 電波法第七章及び第百十五条の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による総務大臣の処分についての異議申立て及び訴訟に関し準用する。

○電波法(昭和 25 年法律第 131 号)

第七章 異議申立て及び訴訟

（電波監理審議会への付議）

第八十五条 第八十三条の異議申立てがあつたときは、総務大臣は、その異議申立てを却下する場合を除き、遅滞なく、これを電波監理審議会の議に付さなければならない。

（審理の開始）

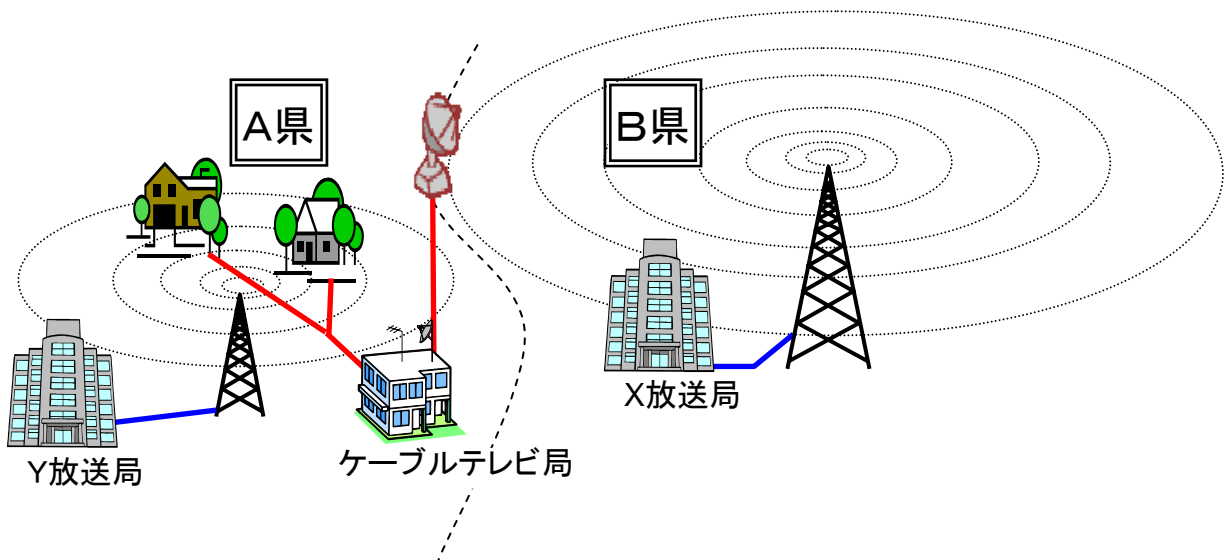
第八十六条 電波監理審議会は、前条の規定により議に付された事案につき、異議申立てが受理された日から三十日以内に審理を開始しなければならない。

区域外再送信の概要

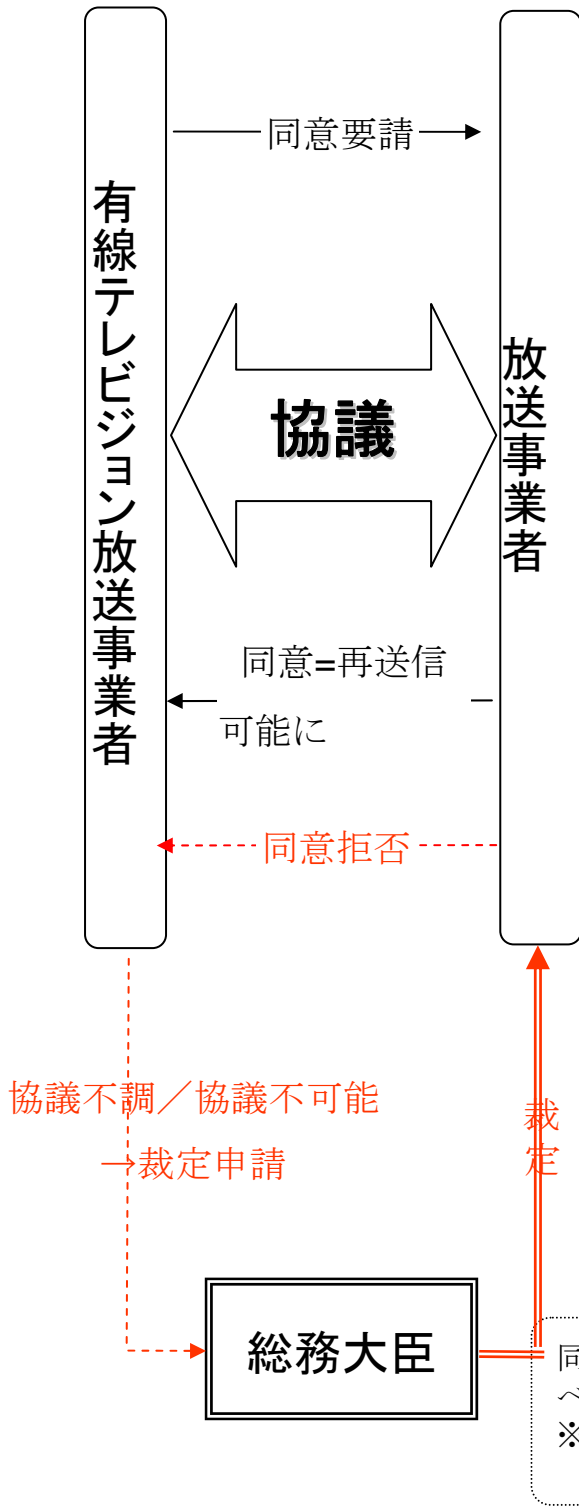
- 区域外再送信とは、地上波の放送局の放送対象地域外で、ケーブルテレビ事業者が当該放送局の放送を再送信すること。
- なお、放送番組が一部カットして放送されるなど、放送事業者の放送の意図がその意に反し、害され又は歪曲されないことを担保するという趣旨から、ケーブルテレビ事業者は、放送局の放送を受信し、再送信するに当たっては、放送事業者の同意を得ることが必要。(有線テレビジョン放送法第13条第2項)

◇区域外再送信のイメージ

:B県を放送対象地域とするX放送局の放送を、ケーブルテレビ局が受信してA県内の世帯に再送信する。



再送信の同意に係る規定



有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)

第13条 (略)

2 **有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者**(放送法第2条第3号の4に規定する受託放送事業者を除く。以下この条において同じ。)又は電気通信役務利用放送事業者(電気通信役務利用放送法第2条第3項に規定する電気通信役務利用放送事業者をいう。以下この条において同じ。)の同意を得なければ、その**テレビジョン放送**若しくは**テレビジョン多重放送**(委託して行わせるもの及び電波法(昭和25年法律第131号)第5条第5項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局の免許を受けた者が受信して再送信するものを含む。以下この条において同じ。)又は電気通信役務利用放送を受信し、これらを再送信してはならない。ただし、前項の規定により有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者がテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を再送信するときは、この限りでない。

3 **有線テレビジョン放送事業者**(有線テレビジョン放送事業者となろうとする者を含む。)は、**放送事業者**又は**電気通信役務利用放送事業者**に対し、**前項本文の同意**(以下単に「同意」という。)につき協議を求めたが、**その協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、総務大臣の裁定を申請することができる。**

4 総務大臣は、前項の規定による裁定の申請があったときは、その旨を当該申請に係る**放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者**に通知し、**相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。**

5 総務大臣は、**前項の放送事業者**又は**電気通信役務利用放送事業者**が**そのテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送又は電気通信役務利用放送の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする。**

6・7(略)

8 第6項の裁定が前項の規定により当事者に通知されたときは、**当該裁定の定めるところにより、当事者間に協議がととのつたものとみなす。**

異議申立てに係る裁定申請の概要

裁定申請の概要

1 申請日

平成19年3月23日

2 申請者及び申請に係る放送事業者

大分県の有線テレビジョン放送事業者4社が、それぞれ福岡県の放送事業者4社を対象に裁定を申請

大分県の有線テレビジョン放送事業者4社

- ・大分ケーブルテレコム株式会社
(大分県大分市)
- ・シーティービーメディア株式会社
(大分県別府市)
- ・株式会社ケーブルテレビ佐伯
(大分県佐伯市)
- ・大分ケーブルネットワーク株式会社
(大分県大分市)



福岡県の放送事業者4社

- ・アール・ケー・ビー毎日放送株式会社
(福岡県福岡市)
- ・九州朝日放送株式会社
(福岡県福岡市)
- ・株式会社テレビ西日本
(福岡県福岡市)
- ・株式会社福岡放送
(福岡県福岡市)

3 再送信しようとするテレビジョン放送

各放送事業者の北九州テレビジョン中継局のデジタルテレビジョン放送

4 裁定申請の理由

4社とも、再送信同意について協議が不調のため

異議申立てに係る裁定に至る経緯

裁定までの経緯

- 3月23日： 裁定申請。
- 4月10日： 有線テレビジョン放送法第13条第4項に基づき、福岡県の放送事業者に意見書の提出を要請。
- 4月26日： アール・ケー・ビー毎日放送株式会社、株式会社福岡放送が意見書を提出。
- 5月 1日： 九州朝日放送株式会社、株式会社テレビ西日本が意見書を提出。
- 5月24日： 情報通信審議会有線放送部会第16回会合を開催。
 - ・有線テレビジョン放送法第26条の2に基づき、裁定について諮問。
 - ・諮問に対する今後の進め方について意見交換。
- 6月11日： 情報通信審議会有線放送部会第17回会合を開催。
 - ・以下の事業者から意見聴取を実施。
 - ・裁定申請者（大分ケーブルテレコム株式会社、シーティービーメディア株式会社、株式会社ケーブルテレビ佐伯、大分ケーブルネットワーク株式会社）
 - ・裁定対象者（アール・ケー・ビー毎日放送株式会社、九州朝日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、株式会社福岡放送）
 - ・大分県の民放事業者（株式会社大分放送、株式会社テレビ大分、大分朝日放送株式会社）
- 6月21日： 情報通信審議会有線放送部会第18回会合を開催。
 - ・これまでの審議を踏まえ、個別の論点について議論。
- 7月11日： 情報通信審議会有線放送部会第19回会合を開催。
 - ・答申案について議論。
- 8月9日： 情報通信審議会有線放送部会第20回会合を開催。
 - ・答申案について議論し、答申。
- 8月17日： 総務大臣の裁定。

異議申立てに係る裁定の概要

福岡民放の主な主張	判断
<ul style="list-style-type: none"> 区域外再送信は地域免許制度を形骸化。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域免許制度は電波による放送に関する制度。有線テレビジョン放送とは直接的には関係なし。
<ul style="list-style-type: none"> 地元大分の放送事業者の視聴率等が低下し、経営的な影響が大。 	<ul style="list-style-type: none"> 経営的影響は放送の意図とは直接的には関係なし。金銭的問題については、民事的解決に属する事項である。
<ul style="list-style-type: none"> 著作権処理が不十分。 	<ul style="list-style-type: none"> 再送信同意制度と著作権制度は別のもの。著作権に関しては、別途著作権法の規定に従って解決されるべきである。
<ul style="list-style-type: none"> 区域外再送信により大分県の放送が視聴されず、緊急災害情報の確認が遅れる等、大分県民に不利益が発生。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報の選択は視聴者の自主性が尊重されるべきであり、放送事業者が一方的に決定・制限できる事項とは認められない。
<ul style="list-style-type: none"> アナログ放送において、過去に、同意を得ながら勝手に再送信を停止した事業者は問題。 	<ul style="list-style-type: none"> ①停止の理由となったシステム面の問題について改善している、②再発防止のための措置を講ずるとしていること等から、デジタル放送では停止される可能性が高いとは言えない。

福岡民放4社の主張には、放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が認められず、同意をしないことにつき正当な理由があると認めるに足る事実は存在しない。

福岡民放4社のデジタル放送の再送信について、全て同意すべき旨裁定。

平成19年11月14日

広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る
異議申立ての付議について
(平成19年11月14日 付議第22号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

付議内容について

総務省総合通信基盤局電波環境課

(大泉電波監視官、元村係長)

電話：03-5253-5907

広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る

異議申立ての付議について

1 異議申立年月日

平成 19 年 9 月 27 日

2 異議申立人

アマチュア無線家ら 115 名

3 異議申立てに係る処分

平成 19 年 9 月 18 日に官報告示した広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分（11 件、詳細は別紙参照）

4 異議申立ての趣旨及び理由

広帯域電力線搬送通信設備が 2 MHz ~ 30 MHz の周波数を利用することに伴い、これまで同周波数を使用してアマチュア無線を行ってきた申立人らが、広帯域電力線搬送通信設備による混信や電波妨害等によってアマチュア無線を使用できなくなるおそれが極めて高くなったとして、同周波数を使用する広帯域電力線搬送通信設備について、平成 19 年 9 月 18 日に官報に告示した型式指定処分の取消しを求めるもの。

5 備考

今回の異議申立てには、証拠説明書及び書証一式は添付されていない。

注：「型式指定処分」

広帯域電力線搬送通信設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならないこととされている（電波法第 100 条第 1 項第 1 号）が、その型式について総務大臣の指定を受けた設備については、当該許可を受けることなく設置することができる（電波法第 100 条第 1 項第 1 号かっこ書き及び電波法施行規則第 44 条第 1 項第 1 号（1））。

○ 平成 19 年 9 月 18 日付け総務省告示第 524 号

- ・ 製造業者等の氏名又は名称 シャープ株式会社
型式名 BB-Z001
指定番号 第 E T-07008 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 シャープ株式会社
型式名 BB-Z002
指定番号 第 E T-07009 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 株式会社バッファロー
型式名 PL-UPA-L1
指定番号 第 C T-07005 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 住友電エネットワークス株式会社
型式名 MH2170
指定番号 第 A T-07027 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 ネットエスアイ東洋株式会社
型式名 SP-CPE-XE10A1FS
指定番号 第 A T-07028 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 ネットエスアイ東洋株式会社
型式名 SP-CPE-XE01A1FS
指定番号 第 A T-07029 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 ネットエスアイ東洋株式会社
型式名 AL-CPE-XE10A1FA
指定番号 第 A T-07030 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 ネットエスアイ東洋株式会社
型式名 AL-CPE-XE01A1FA
指定番号 第 A T-07031 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 ネットエスアイ東洋株式会社
型式名 AL-REP-T20C
指定番号 第 A T-07032 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 ネットエスアイ東洋株式会社
型式名 AL-REP-F10C
指定番号 第 A T-07033 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 三菱電機株式会社
型式名 CPE-BW11
指定番号 第 A T-07034 号

(参考)

申立人らの主張の概略は以下のとおり。

- ・ アマチュア無線を従前同様行うことができる利益は、通信の自由そのものというべきであり、法律上保護された利益である。
- ・ 広帯域電力線搬送通信設備の製造・販売を放置すれば、短波帯でのみ可能な遠距離アマチュア無線が不可能となるかあるいは著しく困難な状況になるという重大な損害が生じるおそれがある。
- ・ 広帯域電力線搬送通信設備の目的である屋内ネットワークは、イーサネットケーブルを引く、無線LAN利用する等、現状でも利用できる他の方法によって、副作用を生ずることなく、容易かつ安価に構築することが可能であり、広帯域電力線搬送通信設備を解禁しなければならない必要性・必然性がない。
- ・ 広帯域電力線搬送通信設備とアマチュア無線との共存は、現在の技術では不可能であり、広帯域電力線搬送通信設備の製造・販売を禁ずる以外に、アマチュア無線の通信環境を維持するのに、他に適当な方法はない。
- ・ 総務省が、アマチュア無線を妨害するおそれのある技術を解禁すべきでないことは法令の規定から明らかであり、アマチュア無線の無線利用妨害を不可避的にもたらす大きな問題が解決されていない現状で広帯域電力線搬送通信設備を解禁することは、総務大臣に与えられた裁量の範囲を超え又は濫用である。

(参照条文)

○ 電波法 (昭和 25 年法律第 131 号)

(電波監理審議会への付議)

第八十五条 第八十三条の異議申し立てがあつたときは、総務大臣は、その異議申し立てを却下する場合を除き、遅滞なく、これを電波監理審議会の議に付さなければならない。

(審理の開始)

第八十六条 電波監理審議会は、前条の規定により議に付された事案につき、異議申し立てが受理された日から三十日以内に審理を開始しなければならない。

(高周波利用設備)

第一百条 左に掲げる設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならない。

- 一 電線路に十キロヘルツ以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通信設備 (ケーブル搬送設備、平衡二線式裸線搬送設備その他総務省令で定める通信設備を除く。)

○ 電波法施行規則 (昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号)

(通信設備)

第四十四条 法第一百条第一項第一号の規定による許可を要しない通信設備は、次に掲げるものとする。

- 一 電力線搬送通信設備 (電力線に一〇kHz 以上の高周波電流を重畳して通信を行う設備をいう。以下同じ。)であつて、次に掲げるもの

(1) 定格電圧一〇〇ボルト又は二〇〇ボルト及び定格周波数五〇ヘルツ又は六〇ヘルツの単相交流を通ずる電力線を使用するものであつて、その型式について総務大臣の指定を受けたもの

2 前項第一号の(1)の総務大臣の指定は次に掲げる区分ごとに行う。

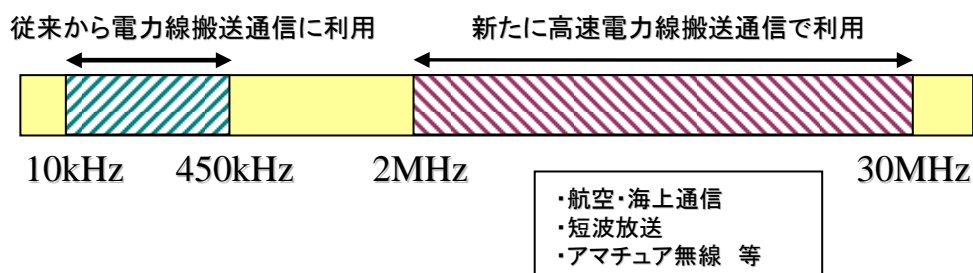
- 二 屋内において、2MHz から 30MHz までの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する電力線搬送通信設備 (以下「広帯域電力線搬送通信設備」という。)

高速電力線搬送通信（高速PLC）の概要

PLCの特徴

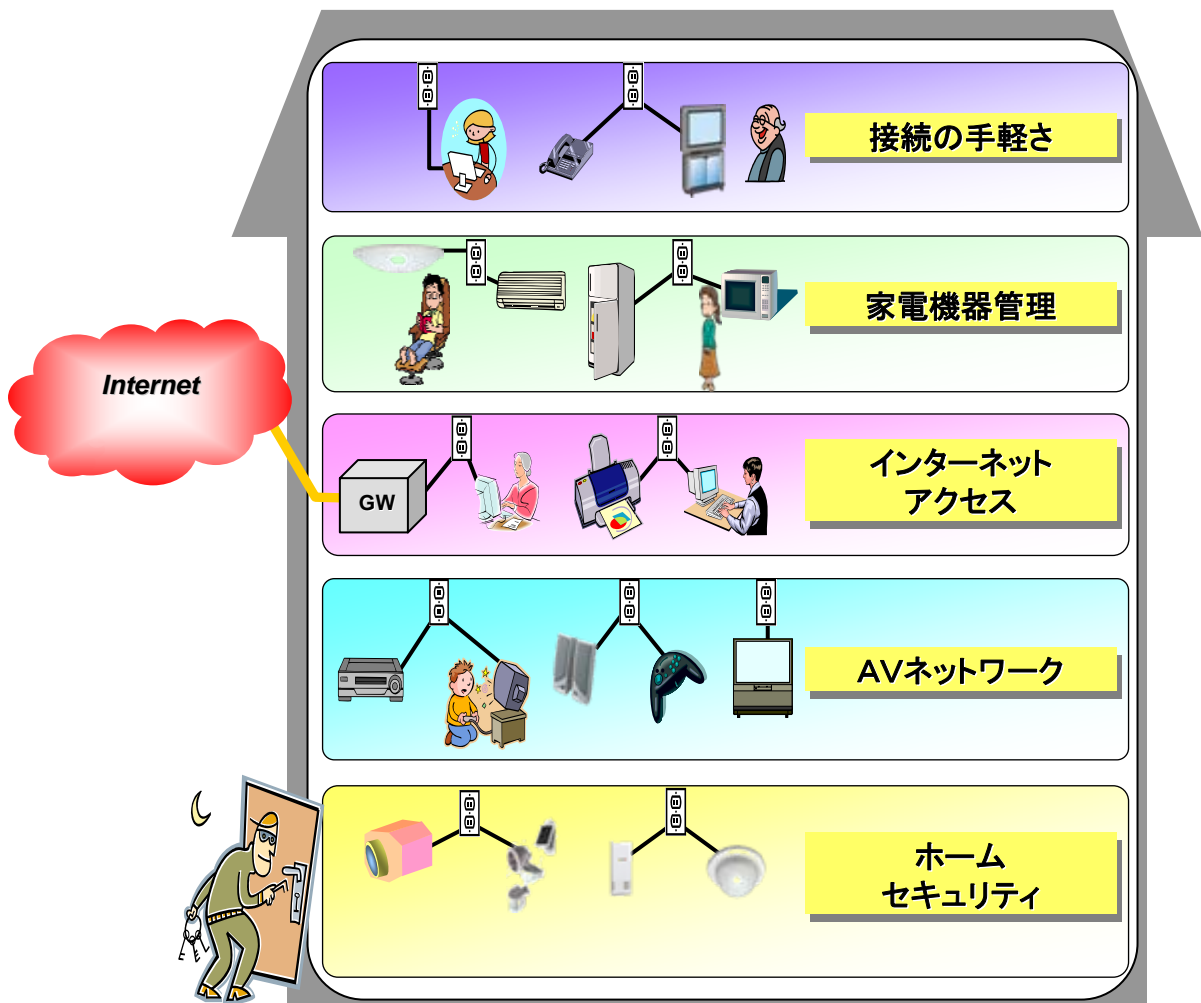
- 1 電力線を利用して通信するシステム。既に敷設済の電力線を通信に利用するため、容易にネットワークの構築が可能。
- 2 電力線は、もともと通信信号を流すことを想定していないため、電波が漏れ易い。そのため、短波帯を利用する無線通信との共存を図るために慎重な審議の上で、技術基準を設定した。

PLCの利用周波数帯



高速電力線搬送通信（高速PLC）の概要

PLCの利用イメージ



ポイント

- 屋内利用に限定
- 漏れ電波の原因である電流値を制限した技術基準を設定

高速電力線搬送通信(高速P L C)の導入に向けた制度整備

高速PLCの導入に向けた制度整備

平成14年4月～7月

電力線搬送通信設備に関する研究会

平成16年1月

高速電力線搬送通信設備の実験制度の導入

平成17年1月～12月

高速電力線搬送通信に関する研究会

平成18年1月～6月

情報通信審議会審議(技術的条件の審議)

平成18年7月～9月

電波監理審議会(無線設備規則改正案の審議)
行政手続法に基づくパブリック・コメント

平成18年10月4日

改正省令等公布・施行

高速電力線搬送通信（高速PLC）設備の技術的条件

基本的考え方

- ・ 利用周波数帯(2MHz~30MHz)における漏えい電波を一定の離隔距離において周囲雑音レベル程度以下とする。
- ・ 非利用周波数帯における漏えい電波の許容値を、パソコンなどのIT機器の許容値と等しくする。

PLC設備の技術的条件

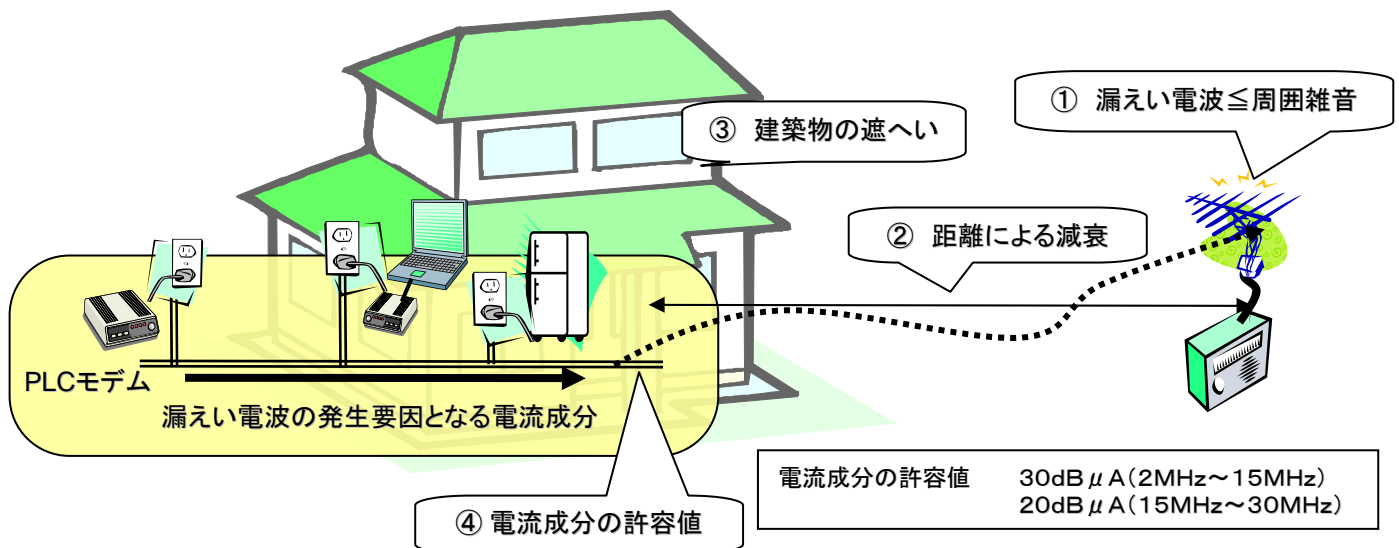
1 非通信時

パソコンなどのIT機器の許容値(CISPR22)と等しくする

2 通信時

(1) 利用周波数帯(2MHz~30MHz)

PLC設備から漏えいする電波の強度が離隔距離において周囲雑音レベル以下となるようにする



(2) 非利用周波数帯(150kHz~2MHz、30MHz~1000MHz)

パソコンなどのIT機器の許容値(CISPR22)と等しくする

省令等の一部改正 及び 関係告示の制定について

電力線搬送通信(PLC)設備は、従来から10kHz～450kHzを使用する設備が利用されていた。今回、屋内において2MHz～30MHzを使用するPLC設備に関して、次のとおり省令の改正並びに告示の制定及び改正を行ったもの。

① 電波法施行規則の一部を改正する省令

屋内において2MHz～30MHzを使用するPLC設備(広帯域電力線搬送通信設備)を「型式の指定」に追加し、当該設備の技術的条件を定めたもの。

② 無線設備規則の一部を改正する省令(電監審諮問案件)

屋内において2MHz～30MHzを使用するPLC設備を追加し、当該設備の技術的条件を定めたもの。

③ 無線局免許手続規則の一部を改正する省令

②の設備について、申請書の様式等を定めたもの。

④ 「高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等」(平成14年総務省告示第544号)の一部を改正する告示

①の設備について、申請書の様式等を定めたもの。

⑤ 電力線搬送通信設備に関する測定方法を定める告示の制定

①及び②の設備の技術的条件に係る測定方法を定めたもの。

⑥ 周波数の範囲等を適用しない通信設備を定める告示の制定

PLC設備について、実験に係る条件について定めたもの。